

要 望 活 動 全 体 報 告 書

実 施 日	令和8年5月8日（金）：新潟市 令和8年5月12日（月）：仙台市、県内（郡山市・福島市）		
要 望 者	会津総合開発協議会 役員		
	【1班 仙台市①】		
	会 長	会津若松市長	室井 照平
	副会長	金山町長	押部源二郎
	喜多方地方部会長	北塩原村長	遠藤 和夫
	監 事	会津美里町議会議長	大竹 惣
	【2班 仙台市②】		
	副会長	喜多方市長	遠藤 忠一
	理 事	猪苗代町長	二瓶 盛一
	理 事	柳津町長	小林 功
	理 事	柳津町議会議長	齋藤 正志
	【3班 県内（郡山・福島市）】		
副会長	下郷町長	星 學	
理 事	檜枝岐村長	平野 信之	
理 事	磐梯町議会議長	鈴木 久一	
理 事	檜枝岐村議長	星 浩彦	
監 事	下郷町議会議長	湯田 健二	
【4班 新潟市】			
副会長	西会津町長	薄 友喜	
会津若松地方部会長	会津若松市議会議長	清川 雅史	
南会津地方部会長	南会津町長	渡部 正義	
理 事	喜多方市議会議長	伊藤 弘明	
要 望 先	◆国出先機関等要望活動（仙台市、郡山・福島市、新潟市）		
	※班内は要望実施順		
	【1班】	国土交通省	東北地方整備局
		環境省	東北地方環境事務所
		国土交通省	東北運輸局
	【2班】	農林水産省	東北農政局
		財務省	東北財務局
		経済産業省	東北経済産業局
	【3班】	国土交通省	東北地方整備局 郡山国道事務所
		復興庁	福島復興局
	【4班】	国土交通省	北陸地方整備局

要 望 活 動 全 体 報 告 書

要 望 内 容	(班別要望実施順に記載) 〔国土交通省 東北地方整備局〕 ① 磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について ② 高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について ③ 地方財源の充実と確保について ④ 道路の整備促進について ⑤ 国道49号「藤峠」区間の安全対策について ⑥ 社会資本総合整備事業の充実について ⑦ 水害に強いまちづくりについて ⑧ 鳥獣被害対策に係る支援について 〔環境省 東北地方環境事務所〕 ① 森林の整備と林業の振興について ② 鳥獣被害対策に係る支援について 〔国土交通省 東北運輸局〕 ① 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について ② J R只見線の持続的運行に向けた負担軽減について ③ 鉄道の充実・強化について ④ 交通施策の充実及び交通安全対策の推進等について 〔農林水産省 東北農政局〕 ① 農業の振興について ② 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について ③ 野生きのこ等の出荷制限解除について ④ 鳥獣被害対策に係る支援について 〔財務省 東北財務局〕 ① 地方財源の充実と確保について ② 物価高騰対策について ③ 道路の整備促進について ④ 社会資本総合整備事業の充実について ⑤ 企業誘致支援と金融対策支援について ⑥ 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について 〔経済産業省 東北経済産業局〕 ① 企業誘致支援と金融対策支援について ② 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について
---------	---

要 望 活 動 全 体 報 告 書

〔国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所〕

- ① 磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について
- ② 高規格道路「会津縦貫道」及び
「栃木西部・会津南道路」の整備促進について
- ③ 地方財源の充実と確保について
- ④ 道路の整備促進について
- ⑤ 国道49号「藤峠」区間の安全対策について
- ⑥ 社会資本総合整備事業の充実について

〔復興庁 福島復興局〕

- ① 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について
- ② 野生きのこ等の出荷制限解除について

〔国土交通省 北陸地方整備局〕

- ① 磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について
- ② 八十里越（国道289号）の整備促進について
- ③ 水害に強いまちづくりについて
- ④ 鳥獣被害対策に係る支援について

要望活動全体報告書

【1班 仙台市①】



国土交通省 東北地方整備局 西村 拓 局長へ要望書を提出しました。



環境省 東北地方環境事務所 東岡 礼治 所長へ要望書を提出しました。

要望の様子



国土交通省 東北運輸局 吉田 昭二 局長へ要望書を提出しました。

要望活動全体報告書

【2班 仙台市②】



農林水産省 東北農政局 永井 春信 局長へ要望書を提出しました。



財務省 東北財務局 神谷 隆 総務部長へ要望書を提出しました。



経済産業省 東北経済産業局 佐竹 佳典 局長へ要望書を提出しました。

要望活動全体報告書

【3班 県内（郡山・福島市）】



国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所 板垣 浩美 所長へ要望書を提出しました。



復興庁 福島復興局 志田 文毅 局長へ要望書を提出しました。

【4班（新潟市）】



国土交通省 北陸地方整備局 高松 諭 局長へ要望書を提出しました。

国土交通省 東北地方整備局

様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、磐越自動車道や会津縦貫道路など高速交通体系の整備、さらには日本で初めてコンピュータ理工学を専門とする会津大学の存在など、先人たちが築き上げてきた貴重な地域資源を有しております。

一方で、会津地方においては、人口減少と少子高齢化が加速度的に進行し、地域社会の活力低下や社会保障費の増大、担い手不足の深刻化など、地域の持続可能性に関わる課題が顕在化しております。

加えて、エネルギー価格や原材料価格の高騰、円安の進行等による物価上昇が長期化し、住民生活や地域産業、自治体財政に大きな影響を及ぼしている状況にあります。

さらに、原子力発電所事故による風評被害の影響が依然として続いているほか、近年多発する激甚災害への対応など、地域を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのような中、近年では、JR 磐越西線の全線再開通や国道 401 号「博士峠バイパス」、国道 118 号「小沼崎バイパス」の供用開始など、地域の安全・安心の確保や交流人口の拡大に資するインフラ整備が着実に進展しており、当協議会の活動の成果が結実しているところであります。

今後も、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承など、魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国・県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津 17 市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和 8 年 5 月 11 日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	渡 辺 文 弘
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	伊 藤 弘 明
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	長 澤 操
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	高 倉 好 博
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	二 瓶 俊 浩
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	栗 城 徳 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【最重点要望事項】

磐越自動車道の完全 4 車線化の早期実現等について	1
高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について	3
地方財源の充実と確保について	6

【主に国への重点要望事項】

「国土の強靱化」を推進するための要望

道路の整備促進について	8
国道 49 号「藤峠」区間の安全対策について	13
社会資本総合整備事業の充実について	14
水害に強いまちづくりについて	15

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

鳥獣被害対策に係る支援について	17
---------------------------	----

最重点要望事項

磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について

磐越自動車道（延長 212.7 km）は、福島県と新潟県を結ぶ高速交通の大動脈であり、福島県内で常磐自動車道と東北自動車道に接続し、新潟県内で北陸自動車道と日本海東北自動車道と接続することで、広域ネットワークを形成し、東北地方の経済・産業・文化等の発展に大変重要な役割を果たしています。

磐越自動車道は、これまでも新潟中越地震や東日本大震災などの大規模災害発生時には、各方面との重要な物流経路としての役割を担ったところでもあります。

また、令和6年1月の能登半島地震では被災地への幹線道路が寸断され、緊急車両の到着や物資輸送が滞るなど救助や復旧活動に影響が生じたところであり、高速交通や幹線道路の重要性が改めて認識されたところです。

しかしながら、現在、会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間では、中央分離帯の無い暫定2車線の対面通行区間が多く、死亡事故が発生するなど安全性や走行性、さらには、いつ起こるかわからない災害に備え、緊急輸送路の確保や路線の強化が喫緊の課題であります。

このような中、令和元年9月に4車線化の優先整備区間として選定された会津若松 I C～安田 I C間のうち、令和2年3月に会津坂下 I C～西会津 I C（7.1km）間及び西会津 I C～津川 I C（8.8km）間、令和3年3月に会津坂下 I C～西会津 I C（1.7km）間及び三川 I C～安田 I C（3.2km）間、令和6年3月に西会津 I C～津川 I C（8.7km）間の4車線化について、国土交通大臣からNEXCOへ事業許可が行われ整備の加速化が図られたところでもあります。

この区間が4車線化されることにより、安全性の向上や通行止めの抑制、規制速度の見直し（毎時70kmから毎時80km）による走行時間の短縮など大きな効果が期待されます。

つきましては、会津地方が日本海側と4車線の高速道路という大動脈で結ばれることは、当地方の発展に不可欠であり、また、国土強靱化法の理念に合致する災害時の補完道路としての機能も強化されることから、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 磐越自動車道の完全4車線化と工事着工について

社会資本整備審議会において暫定2車線の課題として示された時間信頼性の確保、事故防止の観点及びネットワークの代替性確保の観点並びに大規模災害時の早期復旧の観点から、暫定2車線区間である会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間を、早期に完全4車線化すること。

特に、4車線化優先整備区間に選定された会津若松 I Cから安田 I C間のうち、事業化区間となった「会津坂下 I Cから安田 I C間」の早期着工と完成を図ること。

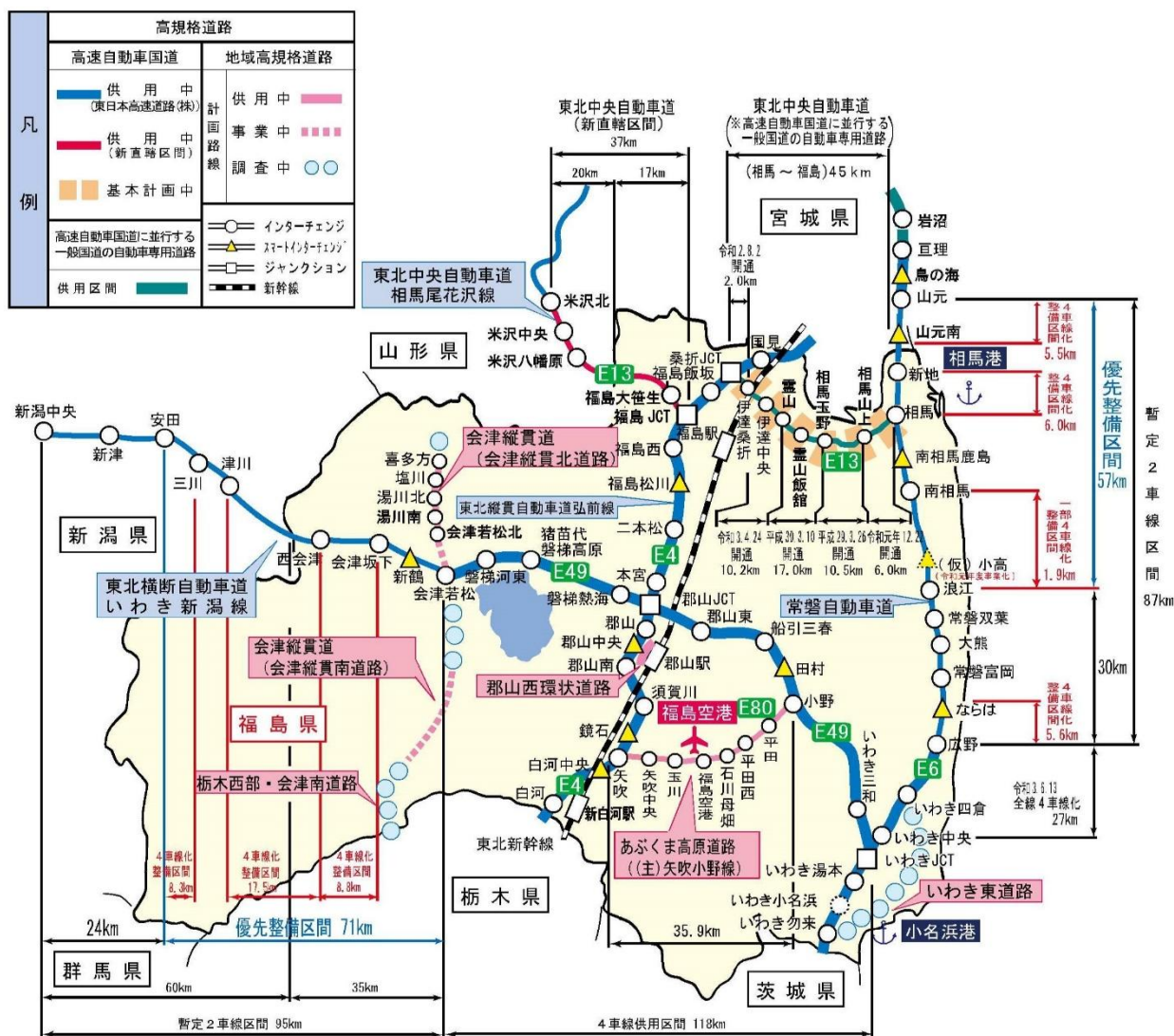
また、安田 I C から新潟中央 J C T 間についても、優先整備区間へ格上げし、早期に 4 車線化の整備を図ること。

2 付加車線の先行設置対応について

完全 4 車線化されるまでは、暫定 2 車線区間は渋滞が生じやすいことから、渋滞緩和のための付加車線を先行して設置を図ること。

3 会津地方への観光支援について

東日本高速道路株式会社で展開している「E T C 周遊割引プラン」において、首都圏から会津地方への利用を促す割引プランを継続し、会津地方への誘客と観光振興の支援に努めること。



○磐越自動車道 4 車線化必要区間

(上記提供元) 福島県

最重点要望事項

高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について

高規格道路「会津縦貫道」（会津縦貫北道路、会津縦貫南道路）は、東北地方と関東地方を結ぶ重要な路線として、太平洋と日本海を結ぶ磐越自動車道と連携することにより、地域振興はもとより、新たな物流経路として大いに期待され、早期の全線供用開始が切望される極めて重要な道路であります。

会津縦貫北道路は平成27年9月に開通し、会津若松市・喜多方市間の移動時間が大幅に短縮され、観光振興だけでなく、救急搬送においても大きな効果を生み出しています。

一方、会津若松市以南の地域においては、一般国道118号・121号が地域を縦貫する主要道路となっており、その大半は片側1車線の対面通行であることから、落石・積雪・路面凍結等による通行障害に加え、行楽シーズンにおける頻繁な渋滞によって、緊急車両の通行にも深刻な影響を及ぼしています。

この一般国道118号・121号に並行する会津縦貫南道路は、東日本大震災からの復興の基盤としての道路の役割のほか、人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支え、激甚化、頻発化する災害からの迅速な復旧・復興を図るための、広域的な道路ネットワークを構成する高規格道路として位置づけられております。災害に強い交通・物流体系を構築することにより、災害時の物資・人員輸送の円滑化や、県土の復興・創生に寄与することから、その早期整備が急務であります。

さらには、令和4年8月の大雨等により、福島県喜多方市と山形県米沢市を結ぶ重要な路線となっている一般国道121号「大峠道路」の山形県米沢市地内では、道路崩落が複数箇所が発生したことから、緊急輸送道路としての安全性も懸念される状況となっています。

このような中、会津縦貫南道路4工区・小沼崎バイパス（約1.5km）が令和6年3月に開通し、狭隘・急カーブ・落石等の通行障害が解消され、湯野上バイパスや5工区・下郷田島バイパスが早期に開通することにより、今後、移動時間の更なる短縮が可能になることから、定住の促進や商工業の活性化などによる賑わいと産業の創出、地域の特色を生かした着地型観光の推進や教育旅行誘致による交流人口の増加が見込まれると見られます。

とりわけ令和2年2月には、会津若松市と日光市が観光振興に関する連携協定を締結した経過にあり、今後、「会津縦貫道」とあわせて「栃木西部・会津南道路」が東北圏と関東圏との広域観光など地域間交流の活性化へ向け、大きな役割を果たすことが期待されます。さらには、第3次医療施設への搬送時間短縮による救命率の向上につながる道路としての役割も期待されます。

以上のことから「会津縦貫北道路」、「会津縦貫南道路」、さらに「栃木西部・会津南道路」を含めた3本の高規格道路について、早急に全線供用となるよう、下記の事項につきまして強く要望いたします。

記

1 会津縦貫南道路の早期整備について

- (1) 県施工事業の下郷田島バイパス（5工区）及び国直轄権限代行事業の湯野上バイパス（4工区）について整備促進を図ること。
- (2) 会津縦貫北道路・会津縦貫南道路が令和4年4月に重要物流道路の候補路線として指定されたことから、物流の更なる円滑化等を図るため、未着手区間（2工区、3工区、6工区）の早期事業化を図ること。

2 会津縦貫北道路の整備促進について

会津縦貫北道路と会津縦貫南道路を接続する若松北バイパスについて、整備促進を図ること。

3 栃木西部・会津南道路の事業化について

「栃木西部・会津南道路」のうち、令和元年度に新規事業化された日光川治防災の整備を促進するとともに、残る区間についても早期に事業化し、「会津縦貫道」と一体的に整備促進を図ること。

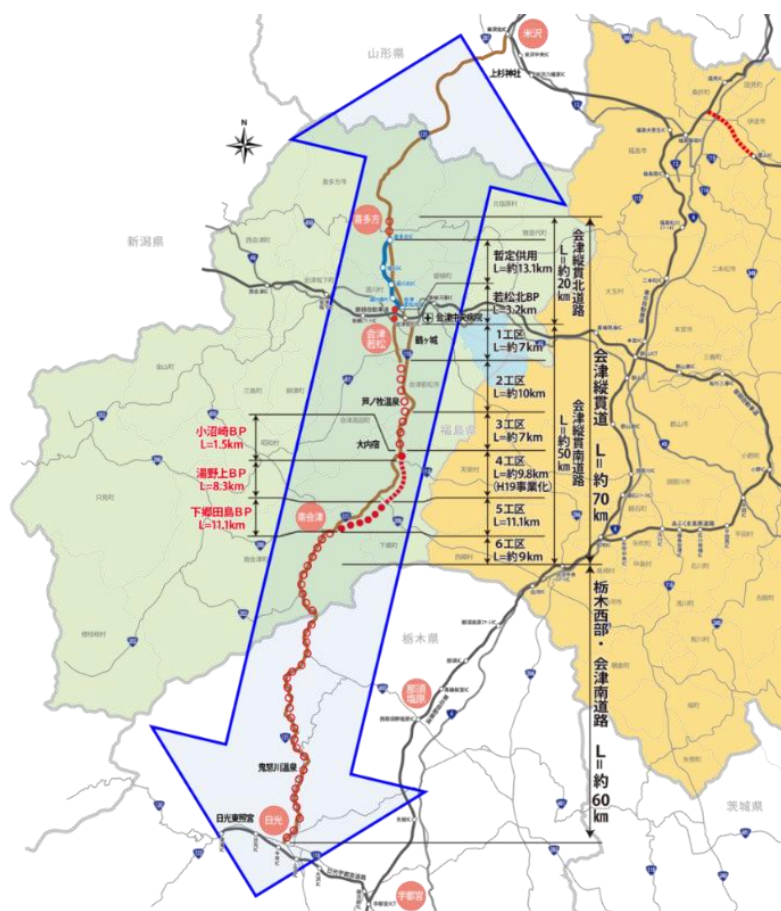
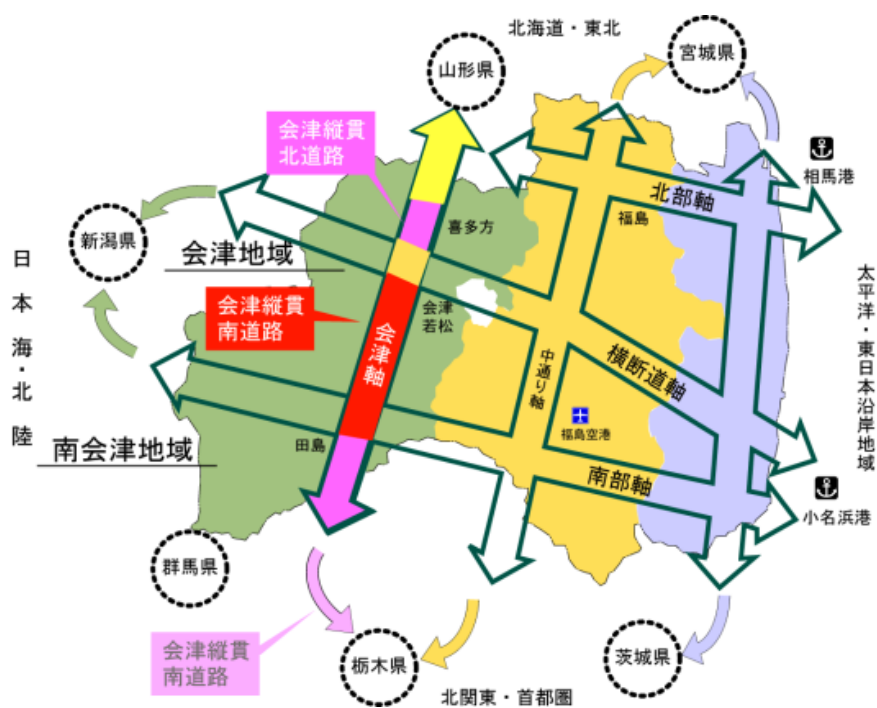
4 会津縦貫北道路の完全4車線化について

暫定2車線で供用中の会津縦貫北道路について、さらなる利便性及び安全性向上のため4車線化の整備を図ること。

5 米沢～喜多方間の高規格道路整備実現について

一般国道121号米沢～喜多方間について、緊急輸送道路としての安全性も懸念されることから、高規格道路への格上げと早期実現を図ること。

○高規格道路「会津縦貫道」及び「栃木西部・会津南道路」



最重点要望事項

地方財源の充実と確保について

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉や教育など日常生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図るためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠であります。

しかしながら、全国的には税収の大きな伸びが見込まれる中、大企業の集積が乏しく人口減少が進む会津地方においては、税収が伸び悩んでいる一方で、高齢化の進行や各種福祉サービス費の上昇の影響で、社会保障関係費は増加の一途をたどっており、今後ますます厳しい財政運営を強いられるものと想定されます。

また、当地方では、降雪時の除排雪業務や除雪体制の維持等に係る費用、さらには、公共施設の老朽化や増え続ける空き家への対策費用などについても、市町村共通の大きな課題となっております。

さらに、幅広い分野で人材不足の顕在化などを背景に物価高騰が長期化し、住民生活はもとより、予算編成をはじめ地方自治体の財政運営にも多大な影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続いているところです。

つきましては、市町村行政において、少子・高齢化と人口減少が進む状況にあっても、安定的な財政運営が図られるとともに、国が目指す「成長型経済」への移行に向けた取組に注力できるよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 除雪にかかる財政支援の拡充について

積雪の多い会津地方では、降雪時に速やかに除雪や排雪を行うためには、常時除雪体制を構築する必要があるため、結果的に少雪となった年であっても、車両の点検・整備や計画的な更新、委託業者の待機料等に相当の費用を要することから、地域住民の安全・安心な生活を守るため除雪に係る財政支援を拡充すること。

また、豪雪被害が発生した際には、特別交付税の重点配分や道路除排雪経費の支援などの十分な財政措置を講じること。

2 「空家等対策」に関する財政支援等の拡充と法令等の改善について

人口減少等により年々増加する空家等への対策は市町村にとって大きな課題であり、一般住宅だけではなく、空アパートや空ビル、空ホテル・旅館などの大型建築物までに及び、それらの実態把握、所有者等の特定のほか、利活用や除去等に取り組む場合でも、権利関係の整理等に専門的な知識や経験が必要となり、想定を超える事業費を要することになるが、所有者等の資力が乏しい場合や所有者等が不存在の場合など、現在の制度では市町村の財政負担が著しく大きくなる場合がある。住民の安全性

確保のほか、景観の維持や移住、定住政策等の広範な観点からも、空家等対策に関する制度について補助率の増加や補助上限額の拡充を図るとともに、近年課題となっている特定空家の除却などに対し、必要かつ十分な財政上の措置を講じること。

また、空家等対策において、大原則となる所有者等の責任に関して、相続放棄が空家等対策を阻害しないための運用や、所有者等の特定のさらなる円滑化を図れるよう、相続登記を支援することなど、法令上の措置を講じること。

道路の整備促進について

会津地方は多くの中山間地域を抱え、自動車交通へ大きく依存しています。

しかしながら、狭隘な道路が多く、さらに冬期は豪雪のため、たとえ幹線道路であっても車両の対向がままならないなど円滑な交通の確保が課題であります。

道路は社会、経済、生活を支える重要で基本となるインフラであり、道路の整備促進は、地域内の産業、経済の発展、さらには東日本大震災からの復興に大きく資するものであります。また、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、さらに令和元年東日本台風災害の教訓や令和6年能登半島地震では、半島部という厳しい地形条件の影響もあり、救援・復旧活動に想定以上の時間を要した状況も見受けられ、広域的な避難や緊急物資等の輸送の基盤となる災害に強い交通体系の形成が望まれております。

とりわけ広大な面積を有する当地方においては、主要道路の急勾配、急カーブが多く、救命救急センター（救急病院）へ1時間以内に到達することができない地域も数多く存在しており医療、緊急輸送ネットワークの強靱化に向けた道路整備の促進は、地域住民の切なる願いであります。

道路等のインフラ整備は、震災からの復興途上にある福島県全体の均衡ある発展の観点からも大変重要なものであり、また、新型コロナウイルス感染症を契機とした生活様式の変化を踏まえた経済活動回復に向け、道路の整備促進を図る必要があります。

つきましては、同様の地震災害の他、様々な自然災害が全国で起こりうる可能性があることを認識し、現在の5か年加速化対策後も、切れ目のないスピード感を持った国土強靱化の取組を進める必要があることから、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう要望いたします。

記

1 道路整備財源の確保について

- (1) 地域経済の好循環をもたらす社会資本のストック効果を早期に実現させることに加え、県土の均衡ある発展や新型コロナウイルス感染症収束後における経済活動の回復等に向けた事業の推進を図るためにも地方の道路整備に係る財源が不足することのないよう、通常予算を大幅に確保すること。
- (2) 老朽化した地方道路等の機能の充実と安全確保のための施設整備、並びに市町村道の修繕、維持補修にかかる自治体支援等のための財源を確保すること。
- (3) 近年の激甚化・頻発化する災害に対応し、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」で示された施策を5年間で計画通り実施し、防災・減災、国土強靱化とインフラ老朽化対策、生産性向上等を

切れ目なく、計画的かつ強力に推進していくこと。

そのため、毎年度の予算においては「５年間でおおむね２０兆円強」程度を目途として、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成の過程で適切に反映させること。

また、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況等を踏まえて、機動的・弾力的に対応すること。

さらに、道路における整備・維持管理や、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和９年度においても制度構築や予算を確保すること。

２ 老朽化した橋梁やトンネルの整備について

- (1) 長寿命化修繕計画策定に対する財政措置を拡充するとともに、維持補修及び集約・撤去、架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。
- (2) 橋梁等の定期点検について、「道路メンテナンス事業補助制度」の補助率の増嵩と、国庫補助金等の特定財源を除いた地方負担額に対する起債を認めること。
- (3) 現在の法律では、一律に５年に一度の点検が義務付けられており、点検費用が財政的な負担になっていることから道路構造物の利用状況や前回点検の結果などにより、点検頻度を一律でなく、７年や１０年に一度とするなど、自治体の利用実態に沿った管理基準によって延長できるよう制度の見直しを図ること。

３ 冬期道路交通対策について

- (1) 除排雪及び道路維持に係る必要額を確保するとともに、適時適切な除排雪を行うこと。
- (2) 雪国における安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道除雪の充実、流雪溝や消雪施設の整備等を推進すること。
- (3) 「豪雪地帯対策特別措置法」の特例措置に基づき、特別豪雪地帯における市町村道の整備等を促進する財源を確保すること。
- (4) 地吹雪による交通障害を解消するため、防雪柵の整備等を図ること。
- (5) 降雪地帯である会津地方においては、除雪車による横断歩道や停止線及び中央線等の道路標示の剥離が多く見受けられることから、見えにくい白線やオレンジ線は速やかに補修すること。
- (6) 国道４９号及び磐越自動車道においては、予防的通行止めによる集中除雪等連携した除排雪を行うこと。

４ 一般国道の整備促進について

次に挙げる一般国道要望箇所の整備促進を図ること。また、その際は環境や地域住民の意向を考慮し、道路のバリアフリー化、無電柱化などに配慮するとともに、適正な維持管理に努めること。

(1) 49号 【交通渋滞・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
猪苗代地区：猪苗代町磐根西久保～猪苗代町翁沢長浜	改築（バイパス）
猪苗代・会津若松地区：猪苗代町翁沢長浜～会津若松市湊町大字赤井笹山原	改築（バイパス）
会津若松地区：会津若松市河東町八田～会津若松市一箕町船ヶ森	改築（4車線拡幅）
会津若松・坂下地区：会津若松市神指町北四合～会津坂下町宮古	改築（拡幅）
会津若松地区：電線共同溝事業（一箕町地区）	電線類地中化
坂下地区：会津坂下町宮古～会津坂下町新富町	改築（拡幅）
柳津・西会津地区：柳津町藤～西会津町宝坂	改築（バイパス） 付加車線整備

(2) 118号 【狭隘・屈折・交通渋滞】

要 望 箇 所	工 種
下郷町（県道高岡田島線起点～二川橋）	改築（拡幅）
会津若松市古川町～門田町	改築（歩道拡幅）

(3) 121号 【狭隘・屈折・交通渋滞・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市河東町（十文字交差点）	改良
下郷町（大内宿入口交差点）	改良
南会津町（東荒井地内 T 字交差点）	改良（右折レーン新設）

(4) 252号 【狭隘・屈折・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
三島町早戸字滝原地内	改築（バイパス）
金山町～只見町（冠水区間）	改築（浸水対策）
柳津町～只見町只見地内	2次改築（防雪工事）
只見町宮淵地内～六十里越（新潟県境）	改築（防雪工事）
会津若松市七日町地内	電線類地中化、無散水消雪

(5) 289 号 【狹隘・屈折・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
南会津町針生地内	改良（登坂車線）
只見町小林～大倉地内	改築（バイパス、橋梁）
只見町長浜地内	改築（バイパス）
八十里越	改良（トンネル化・防雪）
南会津町東地内	防雪（無散水消雪）
南会津町静川地内	改良（歩道整備）

(6) 294 号 【安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市湊町（原地区）	改築（バイパス）
会津若松市湊町（四ツ谷地区）	改築（バイパス）
会津若松市湊町（小坂地内）	線形改良

(7) 352 号 【狹隘・屈折・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
南会津町（中山峠）	改良（拡幅・橋梁整備） 防雪（無散水消雪）
南会津町松戸原～福渡間	改良（拡幅・歩道）
南会津町～檜枝岐村～県境金泉橋間	改良（拡幅）・防雪
南会津町塩ノ原～耻風間	改良（拡幅・歩道）
南会津町内川～大原	改良（拡幅）
南会津町滝原地内	改良（歩道整備）

(8) 400 号 【狹隘・屈折】

要 望 箇 所	工 種
下郷町（田島バイパス3工区）	改築（バイパス）
昭和村大芦地内（舟鼻工区）	改良（拡幅）
金山町坂井地内	改良（勾配修正）
金山町川口地内	改良（拡幅）
金山町堂平地区	改良（拡幅）
杉峠（杉峠工区）※冬期間の通行止め解消	改良（トンネル化）
三島町（三島大橋～高清水橋）	改良（拡幅）
南会津町高野地内	改良（拡幅）

(9) 401 号 【通行不能・狭隘】

要 望 箇 所	工 種
檜枝岐村七入～群馬県側 (※現在、福島県と群馬県の間は、地続きでありながら自動車 で通行できる道路が存在しない日本で唯一の県境であ る。)	調査（道路区域の決定）
南会津町 大新田～古町間	改良（自歩道拡幅）
南会津町 木伏地区	改良（橋梁）
新島居峠（冬期通行不能区間）	改良（トンネル化）
会津美里町永井野地内	改築（拡幅）
会津美里町権現宮地内	改良（拡幅）
会津若松市北会津町(高田橋)～会津美里町(鶴沼橋)	改築（拡幅）・交差点改良
昭和村大芦地内	改築（バイパス）

(10) 459 号 【急峻・狭隘・交通渋滞・通行不能・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
西会津町徳沢～杉山間	改築（拡幅）
西会津町小綱木～大舟沢間	改築（線形改良）
喜多方市（上町工区）上町～新町間	改築（電線地中化・消雪施 設）
喜多方市藤沢～喜多方市一郷間	改築（拡幅）
喜多方市宮古～堂山間	改築（バイパス）
北塩原村京ヶ森～長峯間	改築（歩道整備）
裏磐梯～猪苗代町三ツ屋間	改築（拡幅）

※事業着手した路線については、整備の促進として継続要望している。

「国土の強靱化」を推進するための要望

国道 49 号「藤峠」区間の安全対策について

国道49号は、福島県いわき市を起点とし会津地方を横断して新潟県新潟市に至る総延長249.4kmの南東北で唯一、太平洋と日本海を結ぶ国直轄管理の国道であり、地域の交流や連携と沿線地域の産業・経済を支える重要な路線であるとともに、地域住民の通勤・通学、通院や買い物などの日常生活を支える生活道路としても重要な役割を果たしています。

しかしながら、柳津町と西会津町との中間に位置する「藤峠」については、急勾配（西会津町側：6%、柳津町側：5%）区間が6kmにも渡って続く難所であり、冬期間には車両のスリップ事故や大型トラックのスタックに起因する渋滞や通行止めが毎年繰り返し発生しているところでもあります。また、この「藤峠」は急峻な山間を通過することから、夏場にあっても、連続雨量150mmを超えると通行止めとなり、経済活動を始め通勤・通学・通院等の住民生活にも深刻な影響を与えています。

つきましては、国道49号利用者や地域住民の安全・安心確保のため、下記の事項を要望いたします。

記

1 藤峠関連事業の整備促進について

冬期間も安全・安心に車両が通行できるよう、国道49号藤峠に関連する「会津防災事業」及び「付加車線整備事業」の早期完成を目指し事業推進を図ること。

2 通行止め措置の解消について

防災事業を早期事業化し、現行の連続雨量150mmでの通行止めの解消を図ること。

3 道路整備の予算確保について

地域の実情を十分踏まえ、道路の整備・維持管理に必要な予算を十分確保すること。



車両約 300 台の立ち往生 [平成 22 年 12 月]

「国土の強靱化」を推進するための要望

社会資本総合整備事業の充実について

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）や補助事業は、国の予算内で交付されていることから、要望額が予算額をオーバーすると交付金等が一律減額されるため、事業費に財源不足が発生しています。

今後加速化するインフラの老朽化や防災・減災に配慮し、人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を進めるとともに、ストック効果を高める道路、下水道の整備や、拠点となる地区への都市機能の集約等により生産性の向上を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 社会資本総合整備事業の予算確保について

既に事業認可を得て、計画的に整備を行っている重要路線の道路改良事業や街路整備事業、公共下水道事業について、認可の計画に基づく事業の進捗が図られるよう、安定的かつ十分な予算の確保に努めること。

2 事業採択について

事業内容を十分に考慮のうえ、計画性など内容を基に検討すること。

3 重点的支援措置について

道路ネットワークの強化により地方創生に向け必要な社会資本整備への重点的支援に努めること。

4 国土強靱化の予算確保について

近年の激甚化・頻発化する災害に対応し、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」で示された施策を5年間で計画通り実施し、防災・減災、国土強靱化とインフラ老朽化対策、生産性向上等を切れ目なく、計画的かつ強力に推進していくこと。

また、道路における整備・維持管理や、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和9年度以降も制度構築や予算を確保すること。

水害に強いまちづくりについて

会津地方では多くの河川が流れており、観光やかんがい用水として利用されるなど当地方の貴重な資源である一方、近年の地球温暖化の影響と考えられる局地的集中豪雨が多発する中、平成23年7月の新潟・福島豪雨や平成27年9月の関東・東北豪雨及び令和元年東日本台風では、甚大な被害を受け、河川における災害対策など水害に強いまちづくりが求められています。

会津地方を流れる阿賀川は、下流部は狭窄部の影響により、大雨における水位上昇が著しく、古くから内水氾濫及び漏水等の被害が発生し、現在も沿川の道路を度々冠水させ、通行止めや一部地域の集落において地域住民が自主避難をする状況となっています。

また、新潟県境に近い会津西北部（西会津町滝坂地区）は、国内最大級の地すべりが懸念される地区であり、大規模な地すべり災害が発生した場合、その被害は、福島県域に収まらず下流域の新潟県まで甚大な被害が予想されます。

さらに、豪雨による氾濫は地域住民の生活を脅かすことから、当地方を流れる阿賀川や、外の河川において防災対策が図られるとともに、水害を最小に抑えるための排水機能の強化が必要です。

つきましては、住民の安全・安心な生活を確保するため、当地方を流れる河川の整備など水害に強いまちづくりに関する下記の事項を要望いたします。

記

1 会津地方を流れる一級河川の整備推進について

豪雨等による住宅や道路等の洪水浸水対策のため、阿賀川以外に会津地方を流れる一級河川の重要水防区域等における弱小堤防対策及び堤防浸透対策の推進を図ること。

また、河川の流下能力を高めるため、土砂の浚渫や雑木伐採等の整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めること。

2 内水・外水氾濫に備えた治水対策の推進について

局地的集中豪雨等に備え、これまで水位計の増設や河川観測体制の強化が進められ、河川監視体制の充実に向けてライブカメラの設置や橋梁部分への量水標の整備が行われてきたことにより、数字や画像による視える化が図られ、住民の安心・安全に寄与していることから、防災情報の共有化をさらに進め、危機管理体制の一層の強化を図ること。

3 国土強靱化の予算確保について

気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、「第1次国土強靱化実施中期計画」で示された施策を5年間で計画通り実施し、防災・減災、国土強靱化とインフラ老朽化対策、生産性向上等を切れ目なく、計画的かつ強力に推進していくこと。

そのため、毎年度の予算においては「5年間でおおむね20兆円強」程度を目途として、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成の過程で適切に反映させること。

また、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況等を踏まえて、機動的・弾力的に対応すること。

4 令和4年8月の大雨等による災害復旧事業、治水及び浸水対策の促進について

令和4年8月豪雨災害からの復旧が進む中、未了区間の早期完成と、再度災害防止に向けた恒久的な治水・浸水対策の強化が引き続き求められている。

一の戸川、宮古川、姥堂川、濁川などの被災した一級河川において、河川改修や河道掘削等の恒久対策を着実に推進するとともに、集中豪雨時の内水排除のための浸水対策を講じること。

5 国における災害対応体制等の強化について

大規模災害等への事前の備えや初動体制の強化に向けて、被災した自治体への職員派遣や技術的助言及び財政支援などを強化するため、地方整備局等の体制強化や災害対応に必要な資機材の更なる確保に取り組むこと。

6 流域治水プロジェクトの推進について

あらゆる関係者が協働し流域全体で取組む「流域治水プロジェクト」のもと、構成市町村においても水害の被害軽減に向けた取り組みを推進するため、内・外水対策一体で計画的かつ確実に推進すること。また、気候変動に伴う水害リスクの増大を踏まえ、新たに必要となる対策について具体的な内容を検討すること。

鳥獣被害対策に係る支援について

会津地方の中山間地域では過疎化や高齢化などの様々な要因が重なり、野生鳥獣の生息域が年々拡大傾向にあり、人間の生活域への出没が多くなっています。また、ツキノワグマやイノシシが住宅街へ頻繁に出没するなど大変深刻な状況にあり、ツキノワグマによる人的被害も発生しており、住民は日常生活や農作業を安心して行うことができずに不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活の確保と農林業被害の軽減、更には中山間地域の振興を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

ツキノワグマやイノシシなどの人身被害の危険性の高い大型野生鳥獣が、河川を移動経路として市街地等の人口密集地に出没した事例があることから、河川に繁茂する樹木や背丈が高い雑草の適切な刈払い等の環境整備を、計画的かつ継続的に実施すること。

環境省 東北地方環境事務所

様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、磐越自動車道や会津縦貫道路など高速交通体系の整備、さらには日本で初めてコンピュータ理工学を専門とする会津大学の存在など、先人たちが築き上げてきた貴重な地域資源を有しております。

一方で、会津地方においては、人口減少と少子高齢化が加速度的に進行し、地域社会の活力低下や社会保障費の増大、担い手不足の深刻化など、地域の持続可能性に関わる課題が顕在化しております。

加えて、エネルギー価格や原材料価格の高騰、円安の進行等による物価上昇が長期化し、住民生活や地域産業、自治体財政に大きな影響を及ぼしている状況にあります。

さらに、原子力発電所事故による風評被害の影響が依然として続いているほか、近年多発する激甚災害への対応など、地域を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのような中、近年では、JR 磐越西線の全線再開通や国道 401 号「博士峠バイパス」、国道 118 号「小沼崎バイパス」の供用開始など、地域の安全・安心の確保や交流人口の拡大に資するインフラ整備が着実に進展しており、当協議会の活動の成果が結実しているところであります。

今後も、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承など、魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国・県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津 17 市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和 8 年 5 月 11 日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

(市町村議会議長)

会津若松市長 室 井 照 平

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

喜多方市長 遠 藤 忠 一

喜多方市議会議長 伊 藤 弘 明

下郷町長 星 學

下郷町議会議長 湯 田 健 二

檜枝岐村長 平 野 信 之

檜枝岐村議会議長 星 浩 彦

只見町長 渡 部 勇 夫

只見町議会議長 佐 藤 孝 義

磐梯町長 佐 藤 淳 一

磐梯町議会議長 鈴 木 久 一

猪苗代町長 二 瓶 盛 一

猪苗代町議会議長 長 澤 操

北塩原村長 遠 藤 和 夫

北塩原村議会議長 五十嵐 善 清

西会津町長 薄 友 喜

西会津町議会議長 伊 藤 一 男

会津坂下町長 古 川 庄 平

会津坂下町議会議長 赤 城 大 地

湯川村長 佐 野 盛 至

湯川村議会議長 高 倉 好 博

柳津町長 小 林 功

柳津町議会議長 齋 藤 正 志

三島町長 矢 澤 源 成

三島町議会議長 二 瓶 俊 浩

金山町長 押 部 源二郎

金山町議会議長 五ノ井 義 一

昭和村長 渡 辺 文 弘

昭和村議会議長 栗 城 徳 雄

会津美里町長 杉 山 純 一

会津美里町議会議長 大 竹 惣

南会津町長 渡 部 正 義

南会津町議会議長 山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「強い産業基盤」を確立するための要望

森林の整備と林業の振興について	1
-----------------	---

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

鳥獣被害対策に係る支援について	3
-----------------	---

森林の整備と林業の振興について

森林の持つ役割は、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を抑制することはもとより、洪水や渇水を防ぎ豊かな水を提供することなど、多面的であり都市部にもその恩恵が及んでいます。会津地方においても、総面積の約8割を森林が占めており、豊かな自然環境は住民生活に大きく貢献しています。

しかしながら、社会・経済状況の急激な変化により林業は減退し、担い手不足や高齢化、採算性の悪化により所有者の経営意欲は低下するなど、森林・林業を取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。加えて伐採・再造林という林業のサイクルが成り立たず、山腹崩壊や倒木の発生により森林の機能（森林力）の低下が大きな問題となっています。

こうしたなか、令和3年6月に閣議決定された新たな「森林・林業基本計画」において、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長・発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現に向けた取組を推進していくことを示しています。このためには、地域が一体となり、森林整備や林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させた取組を進めていくことが必要不可欠ですが、これらの取組は単独自治体のみで進めるものではなく、広域的に取り組んでいくことによって、地域経済の活性化につながるものです。

一方、近年、豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地に甚大な被害が発生している状況を踏まえ、国土保全の観点から、森林の持つ防災減災機能を発揮させるため、適切な森林整備や治山対策を進めていく必要があります、森林の利用と保全とのバランスを保っていくことが重要です。

つきましては、このような地域の実情を勘案し、下記の事項を要望いたします。

記

1 森林整備の推進と林業の振興について

- (1) 林業及び木材産業の持続的な発展のため、地域が一体となり、森林整備、林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させ、林業採算性の向上と森林資源の永続的な循環を図る先進的な取組に対し、優先的かつ重点的な支援措置を講じること。
- (2) 地球温暖化防止、国土保全、水源涵養、景観形成など森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、森林整備事業や治山事業などへ必要な財源を確保すること。
- (3) バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた総合的な取組を推進する観点から、木質バイオマスの需要拡大及び安定供給を進めるためのさらなる支援措置を講じること。

- (4) 令和元年4月に「森林経営管理法」が施行され、森林所有者自らが森林を経営管理することが求められているが、私有林の小規模・分散的な所有構造に加え、立木価格が長期的に廉価であることや森林所有者の世代交代により、森林への関心が薄れ、所有者としての意識が希薄となり経営意欲が低下している現状にある。

国民全てが森林の恵みを享受していることを認識し、森林所有者が誇りを持って林業経営を継続的に行える環境整備が大切である。

このため、森林の持つ多面的機能を多くの方々に理解されるよう取組を行うと共に、森林所有者等が行う再造林等の森林整備への支援を継続すること。

2 国産材の利用促進について

- (1) 林道・作業道の整備促進を図り、国産材の安定供給を推進すること。
- (2) 国産材を使用した建築に対し、その費用の一部を支援するなどの財政措置を実施すること。

鳥獣被害対策に係る支援について

会津地方の中山間地域では過疎化や高齢化などの様々な要因が重なり、野生鳥獣の生息域が年々拡大傾向にあり、人間の生活域への出没が多くなっています。また、ツキノワグマやイノシシが住宅街へ頻繁に出没するなど大変深刻な状況にあり、ツキノワグマによる人的被害も発生しており、住民は日常生活や農作業を安心して行うことができず不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

このような中、国が実施する「野生鳥獣による農作物被害状況調査」によると、会津地方ではイノシシによる被害が最も多く、農作物被害額のうち、イノシシによる被害額は全体額の約4割を占めている状況です。加えてニホンジカの生息数の増加及び生息域の拡大により、今後さらなる被害増加が危惧される状況にあります。

さらに、ニホンジカの侵入・被害は、会津地方南部から会津全域に拡大しており、尾瀬国立公園においては、ニッコウキスゲ等の希少な高山植物の食害も深刻な状況となっていたことから、環境省、林野庁、福島県による各種対策により、一定の成果が出ておりますが、貴重な高山植物の群生地である会津地方北部の雄国沼においてもニホンジカの存在が確認されているため、引き続き連携しながら対応をしていく必要があります。

この野生鳥獣の生息数の増加及び生息域の拡大は、農林業被害や観光産業への影響等による経済的な損失にとどまらず、農業生産活動の低下や森林生態系の悪化を引き起こし、過疎化の進行に拍車をかけるものであり、これらを未然に防ぐための広域的かつ効果的な対策が喫緊の課題となっています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活の確保と農林業被害の軽減、更には中山間地域の振興を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 鳥獣被害対策における抜本的対策の強化及び財源確保について

鳥獣被害の深刻化・広域化への対応は、自治体や地域住民による取組だけでは限界に達しており、鳥獣被害防止対策の三本柱とされる被害防除、捕獲、生息環境管理それぞれに係る補助金・交付金について、現行の交付金では規模・運用ともに十分ではなく、必要な対策の実施に支障が生じている。

国において十分かつ安定的な財源を確保するとともに、現場の実情を踏まえた制度拡充を図ること。

2 鳥獣被害対策の実施について

- (1) ニホンジカの生息域は拡大する一方で、尾瀬国立公園では希少な高山植物の食害対策は引き続き必要な状況にあること、また、ニホンジカの侵入・被害が会津地方北部の雄国沼をはじめとして全域に拡大していることから、移動ルートや越冬地の

解明を進め、森林整備等の森林生態系破壊や農作物被害への効果的な対策を支援すること。

- (2) イノシシについても生息域は拡大し、集落内や農地の掘り起こしなど生活環境被害や農作物被害が急速に増加しているほか人身被害も発生していることから、早急に効果的な対策を支援すること。
- (3) ニホンザルについても活動域が拡大しており、農作物の被害も増加していることから、市町村をまたいだ広域的な対策を支援すること。
- (4) 指定管理鳥獣に指定されているツキノワグマについては、人の日常生活圏への侵入や人身被害が急増していることを踏まえ、早急に個体数調査を進め、個体数に応じた実効性のある管理や出没防止対策の支援を行うこと。

また、クマ類の市街地出没時の迅速・安全な現場対応を目的として改正された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第38条について、市街地等における銃猟の捕獲規制の見直しにより、対応にあたる市町村及び鳥獣被害対策実施隊等に過度の責務や損失補償責任が及ばないように、その運用においては十分配慮すること。

3 捕獲圧の強化について

ニホンジカ及びイノシシの生息域は拡大傾向にあり、一層の捕獲圧の強化が必要であることから、狩猟免許等の取得希望者の支援をするとともに、捕獲活動を適切に行うことが出来る人材の育成支援を長期的かつ継続的に行い、被害防止対策を実施する担い手の確保に努めること。

4 ツキノワグマの捕獲に係る麻醉銃所持者の拡充について

市街地に出没するツキノワグマが増加している状況において、麻醉銃による捕獲に対応できる人材が限られており、現地到着まで時間を要する事例があることから、迅速な対応により人的被害を未然に防止できるよう、麻醉銃所持者を増員すること。

5 鳥獣被害防止対策に係る支援について

市町村が計画する対策を年度当初から速やかに実施することで、より効果的な鳥獣被害対策が可能となることから、要望額どおりの交付決定及び早期の交付に努めること。

また、交付金における整備事業については、販売用農作物の被害が一定程度発生していない集落に対し、費用対効果の関係で交付金が活用できないことから、農地や自家消費農作物等の農村集落機能維持のための支援を講じること。

国土交通省 東北運輸局

様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、磐越自動車道や会津縦貫道路など高速交通体系の整備、さらには日本で初めてコンピュータ理工学を専門とする会津大学の存在など、先人たちが築き上げてきた貴重な地域資源を有しております。

一方で、会津地方においては、人口減少と少子高齢化が加速度的に進行し、地域社会の活力低下や社会保障費の増大、担い手不足の深刻化など、地域の持続可能性に関わる課題が顕在化しております。

加えて、エネルギー価格や原材料価格の高騰、円安の進行等による物価上昇が長期化し、住民生活や地域産業、自治体財政に大きな影響を及ぼしている状況にあります。

さらに、原子力発電所事故による風評被害の影響が依然として続いているほか、近年多発する激甚災害への対応など、地域を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのような中、近年では、JR 磐越西線の全線再開通や国道 401 号「博士峠バイパス」、国道 118 号「小沼崎バイパス」の供用開始など、地域の安全・安心の確保や交流人口の拡大に資するインフラ整備が着実に進展しており、当協議会の活動の成果が結実しているところであります。

今後も、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承など、魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国・県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津 17 市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和 8 年 5 月 11 日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	渡 辺 文 弘
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	伊 藤 弘 明
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	長 澤 操
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	高 倉 好 博
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	二 瓶 俊 浩
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	栗 城 徳 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について	1
J R 只見線の持続的運行に向けた負担軽減について	2
鉄道の充実・強化について	3
交通施策の充実及び交通安全対策の推進等について	6

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

東日本大震災、原子力発電所事故から15年が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、現在においても風評の影響は根強く、令和5年8月にはALPS処理水の海洋放出が開始され、県内の農業をはじめとする地場産業や観光客数、教育旅行者数など産業面における今後の風評の再燃や高まりが懸念されることから、その対策を継続して実施する必要があります。

また、原子力損害賠償紛争審査会において原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針が決定されていますが、自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点はもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 観光への支援について

観光業について、地域資源を活かし会津地方が一体となって観光の振興に努めているが、風評被害は未だ払拭されてはいないことから、国が主体的に地方への誘客とインバウンド観光客を含めた観光客数のさらなる増加に向けた支援を継続すること。

また、教育旅行者数の安定的な確保の観点からも、福島の実地研修の安全性の広報と誘客施策には国が積極的に支援し、福島が教育旅行の聖地となるような効果的な観光プロジェクト事業の展開を図ること。

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

J R 只見線の持続的運行に向けた負担軽減について

平成23年7月の新潟・福島豪雨により橋りょうが流失し、会津川口駅から只見駅間が不通となっていたJ R 只見線については、上下分離方式により鉄道を復旧させる方針が取りまとめられ、平成30年6月から復旧工事に着手、令和4年10月に全線運転再開となりました。

再開後から現在まで、地域住民をはじめ、国内外を問わず数多くの観光客の方にもご利用いただき、J R 只見線は会津地域にとって、振興のシンボルとなっています。

また、復旧にあたっては黒字の鉄道事業者でも国の補助が受けられるよう、鉄道軌道整備法が改正され、J R 只見線を含む地方の赤字路線の災害復旧に向けて大きな弾みとなりました。

このようにJ R 只見線は苦境から立ち上がり、地域の活力として運行しているところですが、上下分離方式の採用に伴う運営経費の負担は、地元市町村にとって重く、かつ、長期にわたるものであり、近年の物価や人件費等の高騰、老朽化した鉄道施設の改修工事の実施等により、今後、財政負担はさらに増大することが見込まれております。

また、J R 只見線の継続的な利活用により沿線地域の活性化が図られるためには、沿線地域のみならず会津地方全域にわたる観光客受入体制整備を含めた地域振興事業の推進が不可欠であることなど、持続可能な運行体制の維持が大きな課題となっております。

つきましては、会津地域振興のシンボルであるJ R 只見線が将来にわたって安定的な運行が確保されるよう、下記の事項を要望いたします。

記

1 継続運行に向けた市町村の負担軽減や財政支援措置について

上下分離方式による運行や観光列車の導入に伴う自治体の財政負担は大きいものであるため、継続運行に向け、長期的な視点での運営経費の負担軽減、また、財政支援措置や補助要件の緩和を講じること。

2 地域振興事業への支援について

只見線利活用計画に基づき展開される様々な地域振興事業や、インバウンドを含む観光客増加への協力・支援を行うこと。

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

鉄道の充実・強化について

会津地方は国土縦走型の交通体系から離れた地域にあるため、鉄道交通の利便性強化が強く求められております。

当地方においては、ＪＲ磐越西線、ＪＲ只見線、会津鉄道会津線、野岩鉄道会津鬼怒川線が運行し、通勤や通学、さらに高齢者の買物や通院のための移動手段として利用され、運行本数の増加等、更なる利便性の向上が求められております。

また、当地方を訪れる観光客やビジネス客からは、高い速達性や定時性、車両空間の快適性なども求められており、今後も生活路線と観光路線の両面での強化が必要となっています。

特に、ＪＲ磐越西線においては、令和４年８月の豪雨により「濁川橋りょう」の倒壊を始め複数の個所が被災し一部区間で運転見合わせとなり、生活・観光路線としての重要性や充実・強化の必要性が認識されたところであり、令和６年１月には、喜多方駅及び塩川駅が開業120周年を迎え、地域住民の鉄道に対する想いは高まりを見せています。そうした中で、東日本旅客鉄道株式会社においては、利用の少ない線区の公表により地域住民からは将来的に鉄道が無くなることを危惧する声も聞かれるところです。

また、ＪＲ只見線は令和４年１０月の全線運転再開から多くの観光客が訪れる観光資源となっていますが、令和７年には豪雪の影響で３カ月以上にわたり運転見合わせ区間が発生したことから、より一層の安全で安定した運行が求められています。

さらに、会津鉄道・野岩鉄道については、沿線地域の人口減少等により厳しい経営を強いられ、福島県と全会津17市町村が一丸となり支援していますが、市町村財政も大変厳しい状況にあります。一方、列車の安全運行に対する投資は必要不可欠であることから、国・県による確実な財政支援を行うなど、当地方において重要な役割を担っている鉄道の充実・強化につきまして、下記の事項を要望いたします。

記

１ ＪＲ磐越西線について

- (1) 非電化に伴う地域住民の不安及び観光客等からのマイナスイメージを払拭するため、水素ハイブリッド車両などの新型車両を優先的に投入すること。
- (2) 利活用の促進に向けて、沿線自治体等で構成する枠組みに東日本旅客鉄道株式会社も参画し、積極的に連携を図ること。
- (3) 利便性と快適性を向上させるため、リクライニングが可能な指定座席を増設すること。
- (4) 運行時間の短縮や運行本数の増加が図られるよう、一部区間の複線化について検討すること。
- (5) 東北・上越両新幹線を結ぶ観光ルート開発のため、郡山～新潟間に特急列車、イベント列車及びリゾート列車等の運行充実を図ること。

- (6) 接続ダイヤの改正等、所要時間の短縮に向けた取組を継続して行うこと。
- (7) 只見線・会津鉄道会津線で導入が検討されている観光列車について、磐越西線への乗り入れを実現すること。
- (8) 通学・通勤時間帯の便においては、混雑緩和のために列車を増結すること。

2 J R 只見線について

- (1) ふくしまDC期間終了後も只見線への乗り入れ実績のある「SATONO」、「海里」、「越乃Shu*Kura」及び臨時列車として継続運行している「風っこ只見線満喫号」など、様々な特別列車運行を充実させ、只見線の魅力向上と誘客推進を図ること。

また、同線は観光路線として高い評価を得ていることから、郡山駅や新潟駅から直通する観光列車を運行すること。

- (2) 海外に向けて、J R 只見線から見える絶景などの魅力の発信を強化し、利用促進につなげること。
- (3) 1両編成での運行は、混雑した際に乗客に迷惑をかけ只見線のマイナスイメージを与え、再訪を妨げる要因の一つとなることから、その解消を図ること。
- (4) ワンマン運行となり、乗車券購入のわずらわしさによる乗客へのサービス低下が生じていることから、キャッシュレス決済などのサービス導入を進め、利用客の利便性向上を図ること。
- (5) 運転本数の現状維持と利用しやすいダイヤの編成を図ること。

特に、帰宅時間帯には「会津若松～会津川口間」の上下線の運行を確保し、通勤通学の利用者の利便性向上を図ること。

また、令和4年度の福島県立大沼高等学校と坂下高等学校、会津農林高等学校と耶麻農業高等学校の統合以降、今後は利用状況の変化や地域の実情を十分に踏まえるとともに、全線運転再開による多くの観光客利用に対応するため、ダイヤの増便や改正又は車両追加を行うほか、J R 磐越西線への乗り入れや乗り換えに伴う時間短縮などによる利便性向上を図ること。

- (6) 上越新幹線浦佐駅への直通乗り入れ及び当該直通列車に係る上越新幹線への乗り継ぎの円滑化を図ること。
- (7) 並走する国道252号の一部が冬期通行止めとなることから、豪雪に十分対応できる鉄道路線として安全・定時運行を確保し、防雪施設・除排雪車両の整備に万全を期すこと。また、降雪等により計画運休を行う場合は、代行バスを運行すること。
- (8) 無人駅近郊での地域活性化に係る事業について、協力・支援を行うこと。
また、既存駅の適切な維持・管理に努めること。
- (9) 観光列車導入に向けて、協力・支援を継続するとともに、乗務員の確保をはじめ、運行に必要な体制の準備に努めること。
- (10) 三条市と只見町を結ぶ「国道289号八十里越街道」が開通されることを見据え、更なる情報発信による利用者の増加に努めること。

3 第三セクター会津鉄道・野岩鉄道について

- (1) 第三セクターの会津鉄道及び野岩鉄道に対しては、両鉄道の経営改善に係る計画に基づき、福島県と全会津17市町村が一体で経営安定化に向けた財政支援を行っているほか、近年の原油価格・物価高騰に対しても必要な支援を行っている。

しかしながら、沿線地域の人口減少や観光客数の利用が伸び悩むなど、乗車人数はコロナ禍以前の水準に回復しておらず、両鉄道の経営状況は極めて厳しいものとなっており、支援を行う市町村の財政負担も深刻なものとなっていることから、第三セクター鉄道に対する経営安定化のための支援措置の充実及び継続を図るとともに、市町村に対しても財政支援措置を講じること。

- (2) 第三セクター鉄道の安全輸送を確保するための設備や老朽化施設の更新にあたり、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業による十分かつ確実な予算の確保に加え、国庫補助率の引き上げ及び車両検査に係る費用を対象事業とすることなど制度の拡充を図ること。
- (3) J R 喜多方駅における会津鉄道快速列車の運行本数の増加に努めるとともに、野岩鉄道並びに東武鉄道との連携のもと、鬼怒川温泉駅発新宿駅乗入れ特急列車の運行本数の増加と自由席の連結、並びに接続ダイヤの充実に努めること。
- (4) 「お座トロ展望列車」等イベント列車の喜多方駅乗り入れや、J R 只見線の乗り入れを増加し、会津鉄道・野岩鉄道の魅力を高め、集客が図られるように、紅葉シーズン等、定期的な運行の実現に努めること。
- (5) 観光列車導入について、会津地域全域に経済波及効果をもたらすことのできる魅力的な列車の実現に努めること。また、導入に際して多額の費用が見込まれていることから、財政支援措置の拡充や負担割合の調整等、市町村の財政負担軽減を図ること。

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

交通施策の充実及び交通安全対策の推進等について

地域内を運行している公共交通機関は、他に交通手段を持たない住民の通学・通院、さらには食料品・日用品の買い物など、日常生活に欠かせない移動手段であります。

しかし、自動車利用の進展等による地域公共交通の利用者の急激な減少や深刻な運転手不足等により、事業者は路線の廃止や減便を余儀なくされ、経営的にも困難な事態にまで追い込まれています。さらに新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、補助基準が見直されたところですが、コロナ禍において公共交通離れが一層進むとともに、人口減少のほかエネルギー資源の高騰による運行路線の維持運営費が増額するなど、依然として公共交通事業は厳しい状況が継続しております。

また、すでに路線が休廃止された地域においては、地域住民の移動手段を確保するため、デマンド型交通システムによる乗合タクシー等が今後ますます重要な役割を果たすものと考えられます。

さらに、高齢者や子どもなど、いわゆる「交通弱者」への支援や交通事故の防止対策も喫緊の課題であることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 地域公共交通への支援について

住民生活に必要不可欠な社会・経済活動の基盤を支える地域公共交通事業に必要な財源を確保すること。

また、運転手の高齢化に加え、担い手不足も課題となっていることから、運転手の確保や人材育成などに取り組むために必要な支援を、引き続き継続すること。

2 地方バス路線について

- (1) 現行補助制度の補助率の引き上げや補助基準及び要件の見直し等、財政支援措置の維持・拡充を図ること。

とりわけ、広域的・幹線的バス路線が将来にわたり持続可能な公共交通手段として維持・確保するため再編等を行った路線については、補助要件の緩和や補助率の引き上げ等、財政支援措置の拡充を図ること。

- (2) 運転手不足等の影響による路線バスの減便や運行路線の見直しなどにより利用者の減少が危惧される。少子高齢化が進む過疎地域など、そもそも補助要件を満たすことが困難な地方の実情を考慮し、引き続き補助制度の基準緩和など路線バスの維持に向けた対策を講じること。

3 デマンド型交通システム及びコミュニティバスについて

地域の実態に即した運行を維持・継続していくため、地域公共交通確保維持改善事業の十分な予算を確保するとともに、制度面での柔軟な措置を講じること。

4 交通弱者支援について

買い物等が困難な交通弱者を支援する市町村の取組や民間事業者のサービスに対する財政支援措置を講じるとともに、制度面での柔軟な措置を講じること。

5 会津地域の高速バス停留所の整備について

会津地域北西部及び奥会津地域では、高速バスなどの交通基盤を直接利用できる環境が整っているとは言い難い状況にある。地域住民の生活の向上と、首都圏をはじめとする広域からの交流人口拡大を両立させるため、磐越自動車道の会津坂下 IC や、新鶴スマート IC 等の地点において、地域の交通需要や事業者の条件を踏まえ、高速バス停留所の整備検討を進めること。

農林水産省 東北農政局

様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市	猪苗代町	三島町
喜多方市	北塩原村	金山町
下郷町	西会津町	昭和村
檜枝岐村	会津坂下町	会津美里町
只見町	湯川村	南会津町
磐梯町	柳津町	

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、磐越自動車道や会津縦貫道路など高速交通体系の整備、さらには日本で初めてコンピュータ理工学を専門とする会津大学の存在など、先人たちが築き上げてきた貴重な地域資源を有しております。

一方で、会津地方においては、人口減少と少子高齢化が加速度的に進行し、地域社会の活力低下や社会保障費の増大、担い手不足の深刻化など、地域の持続可能性に関わる課題が顕在化しております。

加えて、エネルギー価格や原材料価格の高騰、円安の進行等による物価上昇が長期化し、住民生活や地域産業、自治体財政に大きな影響を及ぼしている状況にあります。

さらに、原子力発電所事故による風評被害の影響が依然として続いているほか、近年多発する激甚災害への対応など、地域を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのような中、近年では、JR 磐越西線の全線再開通や国道 401 号「博士峠バイパス」、国道 118 号「小沼崎バイパス」の供用開始など、地域の安全・安心の確保や交流人口の拡大に資するインフラ整備が着実に進展しており、当協議会の活動の成果が結実しているところであります。

今後も、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承など、魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国・県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津 17 市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和 8 年 5 月 11 日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

(市町村議会議長)

会津若松市長 室 井 照 平

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

喜多方市長 遠 藤 忠 一

喜多方市議会議長 伊 藤 弘 明

下郷町長 星 學

下郷町議会議長 湯 田 健 二

檜枝岐村長 平 野 信 之

檜枝岐村議会議長 星 浩 彦

只見町長 渡 部 勇 夫

只見町議会議長 佐 藤 孝 義

磐梯町長 佐 藤 淳 一

磐梯町議会議長 鈴 木 久 一

猪苗代町長 二 瓶 盛 一

猪苗代町議会議長 長 澤 操

北塩原村長 遠 藤 和 夫

北塩原村議会議長 五十嵐 善 清

西会津町長 薄 友 喜

西会津町議会議長 伊 藤 一 男

会津坂下町長 古 川 庄 平

会津坂下町議会議長 赤 城 大 地

湯川村長 佐 野 盛 至

湯川村議会議長 高 倉 好 博

柳津町長 小 林 功

柳津町議会議長 齋 藤 正 志

三島町長 矢 澤 源 成

三島町議会議長 二 瓶 俊 浩

金山町長 押 部 源二郎

金山町議会議長 五ノ井 義 一

昭和村長 渡 辺 文 弘

昭和村議会議長 栗 城 徳 雄

会津美里町長 杉 山 純 一

会津美里町議会議長 大 竹 惣

南会津町長 渡 部 正 義

南会津町議会議長 山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「強い産業基盤」を確立するための要望

農業の振興について	1
-----------	---

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について	5
野生きのこ等の出荷制限解除について	6
鳥獣被害対策に係る支援について	7

農業の振興について

会津地域の重要な基幹産業の一つであり、地域経済を支えてきた農業は、単に食料の供給にとどまらず、国土の保全や水源の涵養、良好な景観の形成等の多面的機能を有する重要な生命産業であり、世界の食料事情が深刻化する中、食料や農業生産資材の多くを海外に依存する我が国にとって、これらの安定的な確保とともに、食料自給率・自給力を高めていくことが喫緊の課題となっております。

一方、食の安全・安心への関心が高まり、国内産農作物の消費拡大や地産地消の機運も高まっているものの、若年層の農業離れや担い手不足、農業従事者の高齢化など農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

また、会津地域の農業者は、人口減少等による主食用米の需要減少を見込んだ米の生産や収益性の高い園芸作物の導入などの農業経営の転換が求められているほか、肥料原料の国際価格の変動等に伴う農業生産資材価格の高止まりにより、厳しい農業経営が続くものと見込まれます。

農家の営農意欲の減退は、離農や遊休農地の拡大に繋がりがねず、ひいては農地の荒廃による新たな土砂災害や鳥獣被害の増加も危惧されるところです。

つきましては、農業者の安定した生産と経営のため、下記の事項を要望いたします。

記

1 食料安全保障対策の強化について

- (1) 世界的に食料の安定供給、食料安全保障の重要性が高まっているところであり、これらは国の基本的な責務であることから、先進国の中でも低水準にある我が国の食料自給率を向上させるため適地適作の視点に立った農産物の生産振興と国産農産物の生産基盤強化・消費拡大に積極的に取り組むこと。さらに、食料の安定供給や食料生産等に大きな支障が発生した場合に備え、農業生産資材等の調達先の多様化と備蓄の強化を図ること。
- (2) 将来にわたり食料が安定的に供給できる体制を確立するため、農業者が再生産可能な所得が確保できるよう、合理的な費用を考慮したコストの把握・見える化及びコストを考慮した取引の実施についての実効性のある取組を推進するとともに、消費者が国産農畜産物を選択するなどの行動変容を促す事業の構築を図ること。また、食料安全保障のための直接支払制度の創設を図ること。

2 水田農業の経営安定化について

- (1) 米価安定のため、国が米の新たな消費拡大策を展開するほか、需要に応じた米づくりに向け、生産者が継続的に非主食用米や土地利用型作物等に取り組めるよう支援策を講じるとともに、備蓄米の早期制度設計、周知及び適切な運用を行うこと。
- (2) 水田農業の経営安定化に向け、米の需給と価格の安定が図られるよう万全の対策を講じるとともに、収入減少影響緩和交付金の早期支払いや事前契約に係る要件の緩和など、農業セーフティネットの充実を図ること。
- (3) 水田活用の直接支払交付金の見直しについて、生産者の営農計画に大きな影響を及ぼすことから、速やかに制度の概要や具体的な支援内容を示すこと。また、生産者に混乱が起きることのないよう、十分に周知を図ること。

3 農業生産資材高騰対策について

国際情勢の変化等の影響に伴う肥料や農業用機械、燃油など農業に必要な資材価格の高止まりが懸念されることから、農業生産資材価格の高騰分に対する支援策、さらには価格低減対策を講じること。

4 農産物輸出・風評対策について

農産物の輸出に係る海外需要の掘り起こしや規制撤廃及び風評対策について、政府が一体となり、国全体で強力に推進すること。

5 農業農村整備事業の推進について

食料の安定供給や農業生産性の向上の観点からは場整備や農道整備さらには老朽化した基幹水利施設や水管理システムの整備・更新は、維持管理費の軽減による安定した農業経営を図るためにも必要不可欠なことから、農業農村整備に係る十分な予算を確保すること。

6 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮について

多面的機能支払交付金等の日本型直接支払制度については、農用地、水路、農道等、地域資源の適切な保全・管理に大変有効であることから、今後も共同活動や長寿命化活動をはじめとした多面的機能の維持・発揮の取組みを着実に推進するため要望量に見合う予算を確保するとともに、速やかに交付すること。

また、農業の持つ多面的機能が十分に発揮されるよう、荒廃農地や遊休農地等について、発生の抑制から解消、活用に向けて継続した支援策を講じること。

7 新規就農者や多様な担い手の確保・育成について

- (1) 新規就農者育成総合対策の活用による資金給付の支援は、意欲ある新規就農者の初期段階の経営安定と地域農業の担い手確保・育成にあたり重要な制度であることから、新規就農者のニーズに適切に対応し、交付要件を満たす対象者への満額交付が可能となる十分な予算を確実に確保するとともに、各事業の採択の可否を速やかに示すなど対応を講じること。

- (2) 地域農業を支える担い手の育成・確保や経営体質の強化に向け、営農形態や規模等の段階に応じ、農業用機械・施設の整備や人材の確保・育成等に対する支援の充実を図るとともに、予算の確保に努めること。

また、近年、猛暑による高温障害や生産コストの上昇など経営リスクが多様化していることから、様々なリスクに対応できるような総合的なセーフティネットのあり方を検討すること。

- (3) 意欲ある農業者の経営発展を図るため専門家派遣や研修等の実施、担い手の確保のための就農相談・支援等を行う拠点の運営に必要な予算を十分に確保すること。

8 「強い農業づくり総合支援交付金」の採択要件緩和について

会津食肉センターは、施設・設備の老朽化が著しく、再整備が必要な状況となっているが、国補助事業の対象外であることから、地域における基幹的な食肉処理施設であるにも関わらず整備ができない状況にある。

このため、国補助事業の採択にあたり、特に会津地方特産の馬肉の安定的な食肉処理の観点からも、地域の実状に即した施設整備を行うため単に県内食肉処理施設の再編を前提とせず、かつ1日当たりの処理能力に係る要件を緩和すること。

9 「地域計画」の推進について

- (1) 「地域計画」の目標地図に位置付けられた多様な経営体を将来の地域の担い手として育成し、農地集積・集約化が具現化できるよう支援策を講じること。
- (2) 令和6年度末までに策定した「地域計画」を農業者や地域にとって魅力的な将来像となるよう、計画のブラッシュアップ（見直し）を継続するため、見直しに要する支援とともに地域計画の実現に向けた支援に関する予算を十分に確保すること。
- (3) 「地域計画」により、農地の売買・貸借・農地転用や農業振興地域からの除外などに影響を与えていることから、引き続き、運用の改善に努めること。

10 農地中間管理事業の推進による農地集積について

- (1) 農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画に一本化され、農地中間管理機構を介した農地の賃借等が大幅に増加していることから、事務手続きや提出書類の簡素化等の制度の見直しを行い、事務処理の迅速化及び事務負担の軽減を図ること。
- また、農地中間管理機構を活用する農業者の取扱い手数料の負担を軽減すること。
- (2) 農地中間管理機構を活用した農地の集約化等の取組を支援する交付金事業や農地耕作条件改善事業、農地中間管理機構関連農地整備事業など、農地集積を進めるために必要な予算を十分に確保すること。

11 補助事業の要件緩和について

農業用機械・施設の導入に要する経費を支援する制度の多くが、規模拡大や付加価値拡大などの要件があり、ポイント制による採択とされている。

当地域は中山間地域が多く、条件不利な農地で耕作していることに加え、高齢化及び担い手不足等により、集積・集約をする農業者及び農業法人が限られ、規模拡大に

限界が訪れている。

高騰している農業用機械等の購入にあたっては、補助事業がなければ経営を圧迫してしまい、離農する選択をとらざるを得なくなってしまうため、補助事業において、中山間地域枠の拡大や要件を緩和すること。

原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

東日本大震災、原子力発電所事故から15年が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、現在においても風評の影響は根強く、令和5年8月にはALPS処理水の海洋放出が開始され、県内の農業をはじめとする地場産業や観光客数、教育旅行者数など産業面における今後のさらなる風評の発生も懸念されることから、その対策を継続して実施する必要があります。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

農林畜産業について、会津地方は一丸となり地元農産物をはじめ特産物や畜産物の販促に努めていることから、国においても被災県の販売イベント等の開催について支援するとともに、各関係機関へ積極的な働きかけを行うこと。

野生きのこの出荷制限解除について（林野庁）

東京電力福島第一原子力発電所から遠く離れている会津地方においても、野生きのこの一部において出荷制限が継続しており、風評被害に止まらず事故に起因する直接的な被害は未だ解決されておられません。

特に、会津地方の中山間地域において「野生きのこ」は秋の旬を代表する食材であり、貴重な観光資源でもあります。令和5年に検査方法のガイドラインが見直され、マツタケ・ネマガリタケに加えてナメコ・ナラタケ・ムキタケの非破壊検査機器によるモニタリング検査の実用化が示されたところではありますが、他の主要な野生きのこは出荷制限が継続していることから、産業・なりわい再生の停滞につながっているところであります。

加えて、会津地域では、指標値50ベクレルを超える原木林も未だ見受けられ、きのこ原木の生産を停止している地域があります。

全国でも有数の出荷量を誇るきのこ原木生産地の再生と安全なきのこ原木林を次世代に引き継ぐため、原木林の再生は、地域振興にとっても必要不可欠な事業であります。

つきましては、産業・なりわいの再生に向けた取組として、下記の事項を要望いたします。

記

1 野生きのこの出荷制限解除及び解除条件の見直しについて

一部の野生きのこについては、非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認された場合は出荷が認められているが、他の主要な野生きのこ・山菜についても同様に安全性の確認を徹底しつつ簡易な検査を行って出荷できるよう検証するとともに、野生きのこの基準値に係る妥当性や合理性についても検証すること。

また、検査体制の構築にあたっては、野生きのこの出荷をなりわいとしている方の負担軽減に向け、当地方において県の検査機関として整備すること。

2 林産物のモニタリング検査のあり方について

地域の貴重な観光資源である野生きのこや山菜については、安全性の確認を徹底しながら、これまでの検査結果を踏まえ出荷に遅れが生じないように、採取者等の負担軽減に向けモニタリング検査のあり方について見直しを図ること。

3 広葉樹林再生事業の継続実施について

次世代のきのこ原木林再生のため、本事業を令和8年度以降も継続すること。

鳥獣被害対策に係る支援について

会津地方の中山間地域では過疎化や高齢化などの様々な要因が重なり、野生鳥獣の生息域が年々拡大傾向にあり、人間の生活域への出没が多くなっています。また、ツキノワグマやイノシシが住宅街へ頻繁に出没するなど大変深刻な状況にあり、ツキノワグマによる人的被害も発生しており、住民は日常生活や農作業を安心して行うことができずに不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

このような中、国が実施する「野生鳥獣による農作物被害状況調査」によると、会津地方ではイノシシによる被害が最も多く、農作物被害額のうち、イノシシによる被害額は全体額の約4割を占めている状況です。加えてニホンジカの生息数の増加及び生息域の拡大により、今後さらなる被害増加が危惧される状況にあります。

さらに、ニホンジカの侵入・被害は、会津地方南部から会津全域に拡大しており、尾瀬国立公園においては、ニッコウキスゲ等の希少な高山植物の食害も深刻な状況となっていたことから、環境省、林野庁、福島県による各種対策により、一定の成果が出ておりますが、貴重な高山植物の群生地である会津地方北部の雄国沼においてもニホンジカの存在が確認されているため、引き続き連携しながら対応をしていく必要があります。

この野生鳥獣の生息数の増加及び生息域の拡大は、農林業被害や観光産業への影響等による経済的な損失にとどまらず、農業生産活動の低下や森林生態系の悪化を引き起こし、過疎化の進行に拍車をかけるものであり、これらを未然に防ぐための広域的かつ効果的な対策が喫緊の課題となっています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活の確保と農林業被害の軽減、更には中山間地域の振興を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 鳥獣被害対策における抜本的対策の強化及び財源確保について

鳥獣被害の深刻化・広域化への対応は、自治体や地域住民による取組だけでは限界に達しており、鳥獣被害防止対策の三本柱とされる被害防除、捕獲、生息環境管理それぞれに係る補助金・交付金について、現行の交付金では規模・運用ともに十分ではなく、必要な対策の実施に支障が生じている。

国において十分かつ安定的な財源を確保するとともに、現場の実情を踏まえた制度拡充を図ること。

2 鳥獣被害対策の実施について

- (1) ニホンジカの生息域は拡大する一方で、尾瀬国立公園では希少な高山植物の食害対策は引き続き必要な状況にあること、また、ニホンジカの侵入・被害が会津地方北部の雄国沼をはじめとして全域に拡大していることから、移動ルートや越冬地の解明を進め、森林整備等の森林生態系破壊や農作物被害への効果的な対策を支援すること。

- (2) イノシシについても生息域は拡大し、集落内や農地の掘り起こしなど生活環境被害や農作物被害が急速に増加しているほか人身被害も発生していることから、早急に効果的な対策を支援すること。
- (3) ニホンザルについても活動域が拡大しており、農作物の被害も増加していることから、市町村をまたいだ広域的な対策を支援すること。

3 捕獲圧の強化について

ニホンジカ及びイノシシの生息域は拡大傾向にあり、一層の捕獲圧の強化が必要であることから、狩猟免許等の取得希望者の支援をするとともに、捕獲活動を適切に行うことが出来る人材の育成支援を長期的かつ継続的に行い、被害防止対策を実施する担い手の確保に努めること。

4 鳥獣被害防止対策に係る支援について

市町村が計画する対策を年度当初から速やかに実施することで、より効果的な鳥獣被害対策が可能となることから、要望額どおりの交付決定及び早期の交付に努めること。

また、交付金における整備事業については、販売用農作物の被害が一定程度発生していない集落に対し、費用対効果の関係で交付金が活用できないことから、農地や自家消費農作物等の農村集落機能維持のための支援を講じること。

財務省 東北財務局

様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、磐越自動車道や会津縦貫道路など高速交通体系の整備、さらには日本で初めてコンピュータ理工学を専門とする会津大学の存在など、先人たちが築き上げてきた貴重な地域資源を有しております。

一方で、会津地方においては、人口減少と少子高齢化が加速度的に進行し、地域社会の活力低下や社会保障費の増大、担い手不足の深刻化など、地域の持続可能性に関わる課題が顕在化しております。

加えて、エネルギー価格や原材料価格の高騰、円安の進行等による物価上昇が長期化し、住民生活や地域産業、自治体財政に大きな影響を及ぼしている状況にあります。

さらに、原子力発電所事故による風評被害の影響が依然として続いているほか、近年多発する激甚災害への対応など、地域を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのような中、近年では、JR 磐越西線の全線再開通や国道 401 号「博士峠バイパス」、国道 118 号「小沼崎バイパス」の供用開始など、地域の安全・安心の確保や交流人口の拡大に資するインフラ整備が着実に進展しており、当協議会の活動の成果が結実しているところであります。

今後も、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承など、魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国・県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津 17 市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和 8 年 5 月 11 日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

(市町村議会議長)

会津若松市長 室 井 照 平

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

喜多方市長 遠 藤 忠 一

喜多方市議会議長 伊 藤 弘 明

下郷町長 星 學

下郷町議会議長 湯 田 健 二

檜枝岐村長 平 野 信 之

檜枝岐村議会議長 星 浩 彦

只見町長 渡 部 勇 夫

只見町議会議長 佐 藤 孝 義

磐梯町長 佐 藤 淳 一

磐梯町議会議長 鈴 木 久 一

猪苗代町長 二 瓶 盛 一

猪苗代町議会議長 長 澤 操

北塩原村長 遠 藤 和 夫

北塩原村議会議長 五十嵐 善 清

西会津町長 薄 友 喜

西会津町議会議長 伊 藤 一 男

会津坂下町長 古 川 庄 平

会津坂下町議会議長 赤 城 大 地

湯川村長 佐 野 盛 至

湯川村議会議長 高 倉 好 博

柳津町長 小 林 功

柳津町議会議長 齋 藤 正 志

三島町長 矢 澤 源 成

三島町議会議長 二 瓶 俊 浩

金山町長 押 部 源二郎

金山町議会議長 五ノ井 義 一

昭和村長 渡 辺 文 弘

昭和村議会議長 栗 城 徳 雄

会津美里町長 杉 山 純 一

会津美里町議会議長 大 竹 惣

南会津町長 渡 部 正 義

南会津町議会議長 山 内 政

目 次

【最重点要望事項】

地方財源の充実と確保について	1
物価高騰対策について	4

【重点要望事項】

「国土の強靱化」を推進するための要望

道路の整備促進について	5
社会資本総合整備事業の充実について	7

「強い産業基盤」を確立するための要望

企業誘致支援と金融対策支援について	8
-----------------------------	---

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について	10
---------------------------------	----

地方財源の充実と確保について

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉や教育など日常生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図るためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠であります。

しかしながら、全国的には税収の大きな伸びが見込まれる中、大企業の集積が乏しく人口減少が進む会津地方においては、税収が伸び悩んでいる一方で、高齢化の進行や各種福祉サービス費の上昇の影響で、社会保障関係費は増加の一途をたどっており、今後ますます厳しい財政運営を強いられるものと想定されます。

また、当地方では、降雪時の除排雪業務や除雪体制の維持等に係る費用、さらには、公共施設の老朽化や増え続ける空き家への対策費用などについても、市町村共通の大きな課題となっております。

さらに、幅広い分野で人材不足の顕在化などを背景に物価高騰が長期化し、住民生活はもとより、予算編成をはじめ地方自治体の財政運営にも多大な影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続いているところです。

つきましては、市町村行政において、少子高齢化と人口減少が進む状況にあっても、安定的な財政運営が図られるとともに、国が目指す「成長型経済」への移行に向けた取組に注力できるよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 地方交付税について

- (1) 財政力の差により市町村間で大きな格差が生じることなく、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを提供していくため、地方交付税の所要額を確保し、国と地方の財源調整及び地方公共団体全体における財源保障の両機能の強化を図ること。
- (2) 大都市圏と比較し地方では、税収等の財政力に大きな格差があることに加え、小規模自治体では、医療や公共交通などの公的サービスや、就職先等の住民の選択肢についても周辺自治体との格差が生じている。

また、全国的な少子高齢化・人口減少についても、東京一極集中が是正されないなかにあっては、地方、特に小規模自治体での影響が著しい。

そのため、普通交付税の算定にあたっては、「人口」を測定単位とする費目における補正係数の見直し等において、人口減少が進む地方に配慮した財源措置を行うこと。

2 地方税源の充実について

住民生活に直結する行政サービスに係る財政需要の急増に対応するため、地方消費税の拡充を図ること。

3 除雪にかかる財政支援の拡充について

積雪の多い会津地方では、降雪時に速やかに除雪や排雪を行うためには、常時除雪体制を構築する必要があるため、結果的に少雪となった年であっても、車両の点検・整備や計画的な更新、委託業者の待機料等に相当の費用を要することから、地域住民の安全・安心な生活を守るため除雪に係る財政支援を拡充すること。

また、豪雪被害が発生した際には、特別交付税の重点配分や道路除排雪経費の支援などの十分な財政措置を講じること。

4 「空家等対策」に関する財政支援等の拡充と法令等の改善について

人口減少等により年々増加する空家等への対策は市町村にとって大きな課題であり、一般住宅だけではなく、空アパートや空ビル、空ホテル・旅館などの大型建築物までに及び、それらの実態把握、所有者等の特定のほか、利活用や除去等に取り組む場合でも、権利関係の整理等に専門的な知識や経験が必要となり、想定を超える事業費を要することになるが、所有者等の資力が乏しい場合や所有者等が不存在の場合など、現在の制度では市町村の財政負担が著しく大きくなる場合がある。住民の安全性確保のほか、景観の維持や移住、定住政策等の広範な観点からも、空家等対策に関する制度について補助率の増加や補助上限額の拡充を図るとともに、近年課題となっている特定空家の除却などに対し、必要かつ十分な財政上の措置を講じること。

また、空家等対策において、大原則となる所有者等の責任に関して、相続放棄が空家等対策を阻害しないための運用や、所有者等の特定のさらなる円滑化を図れるよう、相続登記を支援することなど、法令上の措置を講じること。

5 行政システムの標準化・共通化等に対する財政支援の拡充等について

国の施策に伴うガバメントクラウドの利用と標準準拠システムへの移行や維持管理経費に対する地方負担が増大している。行政事務のより一層の効率化に向けたデジタル化の推進に際しては、現在の地方における事務処理の実態を踏まえつつ、地方公共団体の財政負担が軽減されるよう、システムの構築や更新をはじめ、制度改正やバージョンアップに伴う改修、ガバメントクラウド使用料等も含む標準準拠システムの移行及び運用経費に対して十分な財政措置を講じること。

特に、ガバメントクラウド使用料については、為替変動に加え、実際のデータ通信量や運用時間に応じて毎月の負担額が大きく変動する可能性があり、こうした不確実性の高い経費構造のもとにおいては、自治体が安定的に予算を執行することが困難となるため、交付税措置にとどまらず、補助金の創設による確実な財政措置や、為替相場の影響を受けない仕組みづくりを講じること。

6 過疎対策事業債の拡充について

人件費や資材価格高騰により事業費が上昇する中、過疎市町村の増加、過疎計画に基づく事業の本格化により施設等整備が一層求められることから、さらに過疎対策事業債の必要性が増大すること等を踏まえ、引き続き過疎対策事業がより着実に実施できるよう大幅な増額を図ること。

また、ソフト事業については、過疎市町村が持続的発展を図るために必要な地域の再生・活性化に有効な事業を計画的に実施できるよう、限度額を引き上げるとともに、必要額を確保すること。

7 防災対策に係る財政措置について

近年、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震など、各地で大規模な地震が発生し、会津地方においても豪雨・豪雪災害が発生するなど、大規模災害が頻発化・激甚化する中において、防災インフラの強化・充実は必要性を増しており、地域の実情や地理的な特性に応じた対策を講じていくため、緊急防災・減災対策事業債等の財源措置の継続と対象事業の拡充を図ること。

また、住民の生命・財産を守る防災インフラのひとつである消防通信指令システムの耐用年数経過に伴う更新や現行方式からの転換に伴う新たなシステムの構築整備には多額の経費を要することから、今後も引き続き確実な財政措置を講じていくこと。

物価高騰対策について

近年、エネルギー価格の高騰や原材料費の上昇、円安の進行を背景に、物価高騰が長期化しています。全国的に生活必需品やサービスの価格が上昇し、家計や企業活動に幅広い影響が及んでおり、特に地方部では所得水準や産業構造の特性から影響が大きく、消費の抑制や事業活動の停滞を招き、地域経済にも深刻な影響が生じています。

会津地域においても、燃料費や食料品、日用品の値上がりにより家計負担が増加し、住民生活に影響が広がっており、中小企業や農林業者では資材費や物流費の増加が収益を圧迫し、事業運営に影響を与えています。

さらに、自治体においても人件費や光熱費、除雪費に加え、社会保障費についてもこうした経費の上昇に伴い増加し、財政運営が一層厳しさを増しており、人口減少が進む会津地域では、財政基盤が脆弱な自治体も多く、行政サービスの安定的な提供に支障をきたすおそれがあります。

つきましては、市町村が地域の暮らしを守り安定的な行政サービスを提供することができるよう、下記の事項について要望いたします。

記

1 物価高騰に伴う財政需要への対応について

- (1) 物価高騰対策に係る各種取組については、主に重点支援地方交付金を活用しながら、各地方自治体の独自の事業として実施しているところであるが、地方独自の取組で、生活者たる住民一人ひとりに対策の効果を早期に届けることは困難である。また、こうした取組には、人件費を含め相当程度の事務経費が生じるほか、非正規を含め公務員の人材不足が顕著となる中、市町村の業務負担も課題となっている。

国においては、地方自治体が物価高騰下にあっても住民サービスを継続することができるよう、地方交付税をはじめ一般財源を十分確保するとともに、国民一人ひとりへの生活者支援については、国において十分な対策を実施すること。

- (2) ウクライナや中東情勢等に起因する世界的な原油価格・物価高騰が長期化しており、住民生活に多大な影響を及ぼしている。物価高騰等に直面する地域住民の不安を解消するための対策や取組を十分に実施する必要があることから、原油価格・物価高騰対策に関するすべての財政負担について、確実かつ継続的に財政措置を講じること。

なお、原油価格・物価高騰対策の取組みについては、市町村における事務負担の実情を踏まえ、財政措置とあわせて事務の簡素化を図ること。

「国土の強靱化」を推進するための要望

道路の整備促進について

会津地方は多くの中山間地域を抱え、自動車交通へ大きく依存しています。

しかしながら、狭隘な道路が多く、さらに冬期は豪雪のため、たとえ幹線道路であっても車両の対向がままならないなど円滑な交通の確保が課題であります。

道路は社会、経済、生活を支える重要で基本となるインフラであり、道路の整備促進は、地域内の産業、経済の発展、さらには東日本大震災からの復興に大きく資するものであります。また、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、さらに令和元年東日本台風災害の教訓や令和6年能登半島地震では、半島部という厳しい地形条件の影響もあり、救援・復旧活動に想定以上の時間を要した状況も見受けられ、広域的な避難や緊急物資等の輸送の基盤となる災害に強い交通体系の形成が望まれております。

とりわけ広大な面積を有する当地方においては、主要道路の急勾配、急カーブが多く、救命救急センター（救急病院）へ1時間以内に到達することができない地域も数多く存在しており、医療、緊急輸送ネットワークの強靱化に向けた道路整備の促進は、地域住民の切なる願いであります。

道路等のインフラ整備は、震災からの復興途上にある福島県全体の均衡ある発展の観点からも大変重要なものであり、また、新型コロナウイルス感染症を契機とした生活様式の変化を踏まえた経済活動回復に向け、道路の整備促進を図る必要があります。

つきましては、同様の地震災害の他、様々な自然災害が全国で起こりうる可能性があることを認識し、現在の5か年加速化対策後も、切れ目のないスピード感を持った国土強靱化の取組を進める必要があることから、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう要望いたします。

記

1 道路整備財源の確保について

- (1) 地域経済の好循環をもたらす社会資本のストック効果を早期に実現させることに加え、県土の均衡ある発展や新型コロナウイルス感染症収束後における経済活動の回復等に向けた事業の推進を図るためにも地方の道路整備に係る財源が不足することのないよう、通常予算を大幅に確保すること。
- (2) 老朽化した地方道路等の機能の充実と安全確保のための施設整備、並びに市町村道の修繕、維持補修にかかる自治体支援等のための財源を確保すること。
- (3) 近年の激甚化・頻発化する災害に対応し、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」で示された事業を5年間で計画通り実施し、防災・減災、国土強靱化とインフラ老朽化対策、生産性向上等を切れ目なく、計画的かつ強力に推進していくこと。

そのため、毎年度の予算においては「5年間でおおむね20兆円強」程度を目途

として、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成の過程で適切に反映させること。

また、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況等を踏まえて、機動的・弾力的に対応すること。

さらに、道路における整備・維持管理や、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和9年度においても制度構築や予算を確保すること。

「国土の強靱化」を推進するための要望

社会資本総合整備事業の充実について

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）や補助事業は、国の予算内で交付されていることから、要望額が予算額をオーバーすると交付金等が一律減額されるため、事業費に財源不足が発生しています。

今後加速化するインフラの老朽化や防災・減災に配慮し、人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を進めるとともに、ストック効果を高める道路、下水道の整備や、拠点となる地区への都市機能の集約等により生産性の向上を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 社会資本総合整備事業の予算確保について

既に事業認可を得て、計画的に整備を行っている重要路線の道路改良事業や街路整備事業、公共下水道事業について、認可の計画に基づく事業の進捗が図られるよう、安定的かつ十分な予算の確保に努めること。

2 国土強靱化の予算確保について

近年の激甚化・頻発化する災害に対応し、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」で示された事業を5年間で計画通り実施し、防災・減災、国土強靱化とインフラ老朽化対策、生産性向上等を切れ目なく、計画的かつ強力に推進していくこと。

また、道路における整備・維持管理や、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和9年度以降も制度構築や予算を確保すること。

企業誘致支援と金融対策支援について

地域未来投資促進法の趣旨を踏まえ、会津地方においても、地域の特性や資源を生かした産業の振興と雇用の創出に向け、関係機関と連携しながら継続的に取り組んできたところであります。

しかしながら、会津地方は、中山間地域が大半を占め、全国有数の豪雪地帯であることに加え、主要消費地・生産拠点からの地理的距離や交通条件の制約を抱えるなど、企業立地や事業活動において構造的な不利を有しております。また、急速な人口減少や若年層の域外流出、高齢化の進行が重なり、地域内の労働力・需要の双方が縮小する中で、産業基盤そのものの維持が困難な状況となってきております。

さらに近年は、原材料価格やエネルギー価格の高騰、物流コストの上昇など、外的要因による影響が地方ほど大きく、企業の負担は都市部と比べて相対的に重いものとなっております。全国一律の競争環境の下では、条件不利地域が自助努力のみでこうした格差を克服することは困難であり、地域間の差が固定化・拡大することが強く懸念されます。

企業誘致は、雇用の創出にとどまらず、地域経済の循環を生み、関連産業の維持・発展や自治体の税財政基盤の安定に資する重要な施策であり、国土の均衡ある発展や産業の地方分散の観点から、条件不利地域に対する企業立地支援を国が戦略的に講じることが肝要であると考えます。

また、地域経済を支える中小企業においては、環境の変化に対応しながら事業継続を図る中で、運転資金や設備投資資金の確保が大きな課題となっていることから、将来を見据えた経営判断を行える環境を整えるため、平時においても活用可能な金融支援の継続と、実態に即した柔軟な運用が必要であると考えます。

つきましては、以上の状況を踏まえ、下記の事項について特段の配慮を賜りますよう、強く要望いたします。

記

1 企業誘致支援について

- (1) 国内産業の地方分散促進のため、地域未来投資促進税制や地方拠点強化税制等の企業立地を促す税制措置について、対象施設の拡大や控除額の引き上げ等、更なる制度拡充を図ること。
- (2) 財政力に乏しい自治体が主体的に企業誘致に取り組めるよう、自治体が実施する立地促進施策や補助制度等に対し、国による財政支援を講じること。
- (3) 復興特区法に基づく農地転用許可等の手続きに係る特例措置について、津波被災地や原子力発電所周辺地域等に限定することなく、会津地方に進出する企業にも適用対象を拡大し、県内における均衡ある復興・再生及び産業振興の促進を図ること。

2 金融対策支援について

社会経済情勢の変化に対応し、地方の中小企業が円滑かつ安定的に資金調達を行えるよう、信用保証制度等について、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を継続すること。

原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

東日本大震災、原子力発電所事故から15年が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、現在においても風評の影響は根強く、令和5年8月にはALPS処理水の海洋放出が開始され、県内の農業をはじめとする地場産業や観光客数、教育旅行者数など産業面における今後の風評の再燃や高まりが懸念されることから、その対策を継続して実施する必要があります。

また、原子力損害賠償紛争審査会において原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針が決定されていますが、自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点はもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 損害賠償措置の継続について

会津地方においては、依然として風評が払拭されていない現状にあることから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議を行い、柔軟に対応するとともに、被害が生じている間は賠償措置を廃止しないこと。

2 原子力損害賠償紛争審査会中間指針の見直しについて

地域の実情や関係団体からの意見聴取を踏まえ、原子力損害賠償紛争審査会に対して、適時適切な指針の見直しを求めるとともに、東京電力ホールディングス株式会社に対して、被害者視点に寄り添った対応を行わせること。

3 風評被害対策と財政支援について

風評の払拭は、日本国内はもとより世界に対しても行う必要があり、市町村でできる範囲を超えていることから、国が責任を持って今後も対策を講じること。

また、各市町村は、福島再生加速化交付金をはじめとした財源を有効活用しながら、独自に風評被害対策に取り組んできた経過にあるが、農産品を始めとした地場産品や教育旅行においては、いまだに風評が払拭しきれていないため、風評被害対策を目的とした財政支援制度を継続すること。

経済産業省 東北経済産業局

様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、磐越自動車道や会津縦貫道路など高速交通体系の整備、さらには日本で初めてコンピュータ理工学を専門とする会津大学の存在など、先人たちが築き上げてきた貴重な地域資源を有しております。

一方で、会津地方においては、人口減少と少子高齢化が加速度的に進行し、地域社会の活力低下や社会保障費の増大、担い手不足の深刻化など、地域の持続可能性に関わる課題が顕在化しております。

加えて、エネルギー価格や原材料価格の高騰、円安の進行等による物価上昇が長期化し、住民生活や地域産業、自治体財政に大きな影響を及ぼしている状況にあります。

さらに、原子力発電所事故による風評被害の影響が依然として続いているほか、近年多発する激甚災害への対応など、地域を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのような中、近年では、JR 磐越西線の全線再開通や国道 401 号「博士峠バイパス」、国道 118 号「小沼崎バイパス」の供用開始など、地域の安全・安心の確保や交流人口の拡大に資するインフラ整備が着実に進展しており、当協議会の活動の成果が結実しているところであります。

今後も、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承など、魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国・県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津 17 市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和 8 年 5 月 11 日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

(市町村議会議長)

会津若松市長 室 井 照 平

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

喜多方市長 遠 藤 忠 一

喜多方市議会議長 伊 藤 弘 明

下郷町長 星 學

下郷町議会議長 湯 田 健 二

檜枝岐村長 平 野 信 之

檜枝岐村議会議長 星 浩 彦

只見町長 渡 部 勇 夫

只見町議会議長 佐 藤 孝 義

磐梯町長 佐 藤 淳 一

磐梯町議会議長 鈴 木 久 一

猪苗代町長 二 瓶 盛 一

猪苗代町議会議長 長 澤 操

北塩原村長 遠 藤 和 夫

北塩原村議会議長 五十嵐 善 清

西会津町長 薄 友 喜

西会津町議会議長 伊 藤 一 男

会津坂下町長 古 川 庄 平

会津坂下町議会議長 赤 城 大 地

湯川村長 佐 野 盛 至

湯川村議会議長 高 倉 好 博

柳津町長 小 林 功

柳津町議会議長 齋 藤 正 志

三島町長 矢 澤 源 成

三島町議会議長 二 瓶 俊 浩

金山町長 押 部 源二郎

金山町議会議長 五ノ井 義 一

昭和村長 渡 辺 文 弘

昭和村議会議長 栗 城 徳 雄

会津美里町長 杉 山 純 一

会津美里町議会議長 大 竹 惣

南会津町長 渡 部 正 義

南会津町議会議長 山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「強い産業基盤」を確立するための要望

企業誘致支援と金融対策支援について	1
原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について	3

企業誘致支援と金融対策支援について

地域未来投資促進法の趣旨を踏まえ、会津地方においても、地域の特性や資源を生かした産業の振興と雇用の創出に向け、関係機関と連携しながら継続的に取り組んできたところであります。

しかしながら、会津地方は、中山間地域が大半を占め、全国有数の豪雪地帯であることに加え、主要消費地・生産拠点からの地理的距離や交通条件の制約を抱えるなど、企業立地や事業活動において構造的な不利を有しております。また、急速な人口減少や若年層の域外流出、高齢化の進行が重なり、地域内の労働力・需要の双方が縮小する中で、産業基盤そのものの維持が困難な状況となっております。

さらに近年は、原材料価格やエネルギー価格の高騰、物流コストの上昇など、外的要因による影響が地方ほど大きく、企業の負担は都市部と比べて相対的に重いものとなっております。全国一律の競争環境の下では、条件不利地域が自助努力のみでこうした格差を克服することは困難であり、地域間の差が固定化・拡大することが強く懸念されます。

企業誘致は、雇用の創出にとどまらず、地域経済の循環を生み、関連産業の維持・発展や自治体の税財政基盤の安定に資する重要な施策であり、国土の均衡ある発展や産業の地方分散の観点から、条件不利地域に対する企業立地支援を国が戦略的に講じることが肝要であると考えます。

また、地域経済を支える中小企業においては、環境の変化に対応しながら事業継続を図る中で、運転資金や設備投資資金の確保が大きな課題となっていることから、将来を見据えた経営判断を行える環境を整えるため、平時においても活用可能な金融支援の継続と、実態に即した柔軟な運用が必要であると考えます。

つきましては、以上の状況を踏まえ、下記の事項について特段の配慮を賜りますよう、強く要望いたします。

記

1 企業誘致支援について

- (1) 国内産業の地方分散促進のため、地域未来投資促進税制や地方拠点強化税制等の企業立地を促す税制措置について、対象施設の拡大や控除額の引き上げ等、更なる制度拡充を図ること。
- (2) 財政力に乏しい自治体が主体的に企業誘致に取り組めるよう、自治体が実施する立地促進施策や補助制度等に対し、国による財政支援を講じること。
- (3) 復興特区法に基づく農地転用許可等の手続きに係る特例措置について、津波被災地や原子力発電所周辺地域等に限定することなく、会津地方に進出する企業にも適用対象を拡大し、県内における均衡ある復興・再生及び産業振興の促進を図ること。

2 金融対策支援について

社会経済情勢の変化に対応し、地方の中小企業が円滑かつ安定的に資金調達を行えるよう、信用保証制度等について、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を継続すること。

原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

東日本大震災、原子力発電所事故から15年が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、現在においても風評の影響は根強く、令和5年8月にはALPS処理水の海洋放出が開始され、県内の農業をはじめとする地場産業や観光客数、教育旅行者数など産業面における今後の風評の再燃や高まりが懸念されることから、その対策を継続して実施する必要があります。

また、原子力損害賠償紛争審査会において原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針が決定されていますが、自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点はもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 損害賠償措置の継続について

会津地方においては、依然として風評が払拭されていない現状にあることから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議を行い、柔軟に対応するとともに、被害が生じている間は賠償措置を廃止しないこと。

2 ALPS処理水の海洋放出に係る対策等の徹底について

国及び東京電力ホールディングス株式会社においては、海洋放出の必要性や安全性の理解へ向け、丁寧な説明を継続するとともに、モニタリング結果等の迅速な情報公開や放出設備の保守管理を徹底し、安全確保に取り組むなど、引き続き万全な風評対策を講じること。

また、新たな風評被害が発生した場合に備え、迅速な賠償対応に取り組むことができる体制の強化を図ること。

3 風評被害対策と財政支援について

風評の払拭は、日本国内はもとより世界に対しても行う必要があり、市町村でできる範囲を超えていることから、国が責任を持って今後も対策を講じること。

また、各市町村は、福島再生加速化交付金をはじめとした財源を有効活用しながら、独自に風評被害対策に取り組んできた経過にあるが、農産物を始めとした地場産品や教育旅行においては、いまだに風評が払拭しきれていないため、風評被害対策を目的とした財政支援制度を継続すること。

国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所
様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市	猪苗代町	三島町
喜多方市	北塩原村	金山町
下郷町	西会津町	昭和村
檜枝岐村	会津坂下町	会津美里町
只見町	湯川村	南会津町
磐梯町	柳津町	

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、磐越自動車道や会津縦貫道路など高速交通体系の整備、さらには日本で初めてコンピュータ理工学を専門とする会津大学の存在など、先人たちが築き上げてきた貴重な地域資源を有しております。

一方で、会津地方においては、人口減少と少子高齢化が加速度的に進行し、地域社会の活力低下や社会保障費の増大、担い手不足の深刻化など、地域の持続可能性に関わる課題が顕在化しております。

加えて、エネルギー価格や原材料価格の高騰、円安の進行等による物価上昇が長期化し、住民生活や地域産業、自治体財政に大きな影響を及ぼしている状況にあります。

さらに、原子力発電所事故による風評被害の影響が依然として続いているほか、近年多発する激甚災害への対応など、地域を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのような中、近年では、JR 磐越西線の全線再開通や国道 401 号「博士峠バイパス」、国道 118 号「小沼崎バイパス」の供用開始など、地域の安全・安心の確保や交流人口の拡大に資するインフラ整備が着実に進展しており、当協議会の活動の成果が結実しているところであります。

今後も、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承など、魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国・県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津 17 市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和 8 年 5 月 11 日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	渡 辺 文 弘
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	伊 藤 弘 明
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	長 澤 操
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	高 倉 好 博
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	二 瓶 俊 浩
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	栗 城 徳 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【最重点要望事項】

磐越自動車道の完全 4 車線化の早期実現等について	1
高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について	3
地方財源の充実と確保について	6

【主に国への重点要望事項】

「国土の強靱化」を推進するための要望

道路の整備促進について	7
国道 49 号「藤峠」区間の安全対策について	12
社会資本総合整備事業の充実について	13

最重点要望事項

磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について

磐越自動車道（延長 212.7 km）は、福島県と新潟県を結ぶ高速交通の大動脈であり、福島県内で常磐自動車道と東北自動車道に接続し、新潟県内で北陸自動車道と日本海東北自動車道と接続することで、広域ネットワークを形成し、東北地方の経済・産業・文化等の発展に大変重要な役割を果たしています。

磐越自動車道は、これまでも新潟中越地震や東日本大震災などの大規模災害発生時には、各方面との重要な物流経路としての役割を担ったところでもあります。

また、令和6年1月の能登半島地震では被災地への幹線道路が寸断され、緊急車両の到着や物資輸送が滞るなど救助や復旧活動に影響が生じたところであり、高速交通や幹線道路の重要性が改めて認識されたところです。

しかしながら、現在、会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間では、中央分離帯の無い暫定2車線の対面通行区間が多く、死亡事故が発生するなど安全性や走行性、さらには、いつ起こるかわからない災害に備え、緊急輸送路の確保や路線の強化が喫緊の課題であります。

このような中、令和元年9月に4車線化の優先整備区間として選定された会津若松 I C～安田 I C間のうち、令和2年3月に会津坂下 I C～西会津 I C（7.1km）間及び西会津 I C～津川 I C（8.8km）間、令和3年3月に会津坂下 I C～西会津 I C（1.7km）間及び三川 I C～安田 I C（3.2km）間、令和6年3月に西会津 I C～津川 I C（8.7km）間の4車線化について、国土交通大臣からNEXCOへ事業許可が行われ整備の加速化が図られたところでもあります。

この区間が4車線化されることにより、安全性の向上や通行止めの抑制、規制速度の見直し（毎時70kmから毎時80km）による走行時間の短縮など大きな効果が期待されます。

つきましては、会津地方が日本海側と4車線の高速道路という大動脈で結ばれることは、当地方の発展に不可欠であり、また、国土強靱化法の理念に合致する災害時の補完道路としての機能も強化されることから、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 磐越自動車道の完全4車線化と工事着工について

社会資本整備審議会において暫定2車線の課題として示された時間信頼性の確保、事故防止の観点及びネットワークの代替性確保の観点並びに大規模災害時の早期復旧の観点から、暫定2車線区間である会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間を、早期に完全4車線化すること。

特に、4車線化優先整備区間に選定された会津若松 I Cから安田 I C間のうち、事業化区間となった「会津坂下 I Cから安田 I C間」の早期着工と完成を図ること。

(上記提供元) 福島県

最重点要望事項

高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について

高規格道路「会津縦貫道」（会津縦貫北道路、会津縦貫南道路）は、東北地方と関東地方を結ぶ重要な路線として、太平洋と日本海を結ぶ磐越自動車道と連携することにより、地域振興はもとより、新たな物流経路として大いに期待され、早期の全線供用開始が切望される極めて重要な道路であります。

会津縦貫北道路は平成27年9月に開通し、会津若松市・喜多方市間の移動時間が大幅に短縮され、観光振興だけでなく、救急搬送においても大きな効果を生み出しています。

一方、会津若松市以南の地域においては、一般国道118号・121号が地域を縦貫する主要道路となっており、その大半は片側1車線の対面通行であることから、落石・積雪・路面凍結等による通行障害に加え、行楽シーズンにおける頻繁な渋滞によって、緊急車両の通行にも深刻な影響を及ぼしています。

この一般国道118号・121号に並行する会津縦貫南道路は、東日本大震災からの復興の基盤としての道路の役割のほか、人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支え、激甚化、頻発化する災害からの迅速な復旧・復興を図るための、広域的な道路ネットワークを構成する高規格道路として位置づけられております。災害に強い交通・物流体系を構築することにより、災害時の物資・人員輸送の円滑化や、県土の復興・創生に寄与することから、その早期整備が急務であります。

さらには、令和4年8月の大雨等により、福島県喜多方市と山形県米沢市を結ぶ重要な路線となっている一般国道121号「大峠道路」の山形県米沢市地内では、道路崩落が複数箇所が発生したことから、緊急輸送道路としての安全性も懸念される状況となっています。

このような中、会津縦貫南道路4工区・小沼崎バイパス（約1.5km）が令和6年3月に開通し、狭隘・急カーブ・落石等の通行障害が解消され、湯野上バイパスや5工区・下郷田島バイパスが早期に開通することにより、今後、移動時間の更なる短縮が可能になることから、定住の促進や商工業の活性化などによる賑わいと産業の創出、地域の特色を生かした着地型観光の推進や教育旅行誘致による交流人口の増加が見込まれるところです。

とりわけ令和2年2月には、会津若松市と日光市が観光振興に関する連携協定を締結した経過にあり、今後、「会津縦貫道」とあわせて「栃木西部・会津南道路」が東北圏と関東圏との広域観光など地域間交流の活性化へ向け、大きな役割を果たすことが期待されます。さらには、第3次医療施設への搬送時間短縮による救命率の向上につながる道路としての役割も期待されます。

以上のことから「会津縦貫北道路」、「会津縦貫南道路」、さらに「栃木西部・会津南道路」を含めた3本の高規格道路について、早急に全線供用となるよう、下記の事項につきまして強く要望いたします。

記

1 会津縦貫南道路の早期整備について

- (1) 県施工事業の下郷田島バイパス（5工区）及び国直轄権限代行事業の湯野上バイパス（4工区）について整備促進を図ること。
- (2) 会津縦貫北道路・会津縦貫南道路が令和4年4月に重要物流道路の候補路線として指定されたことから、物流の更なる円滑化等を図るため、未着手区間（2工区、3工区、6工区）の早期事業化を図ること。

2 会津縦貫北道路の整備促進について

会津縦貫北道路と会津縦貫南道路を接続する若松北バイパスについて、整備促進を図ること。

3 栃木西部・会津南道路の事業化について

「栃木西部・会津南道路」のうち、令和元年度に新規事業化された日光川治防災の整備を促進するとともに、残る区間についても早期に事業化し、「会津縦貫道」と一体的に整備促進を図ること。

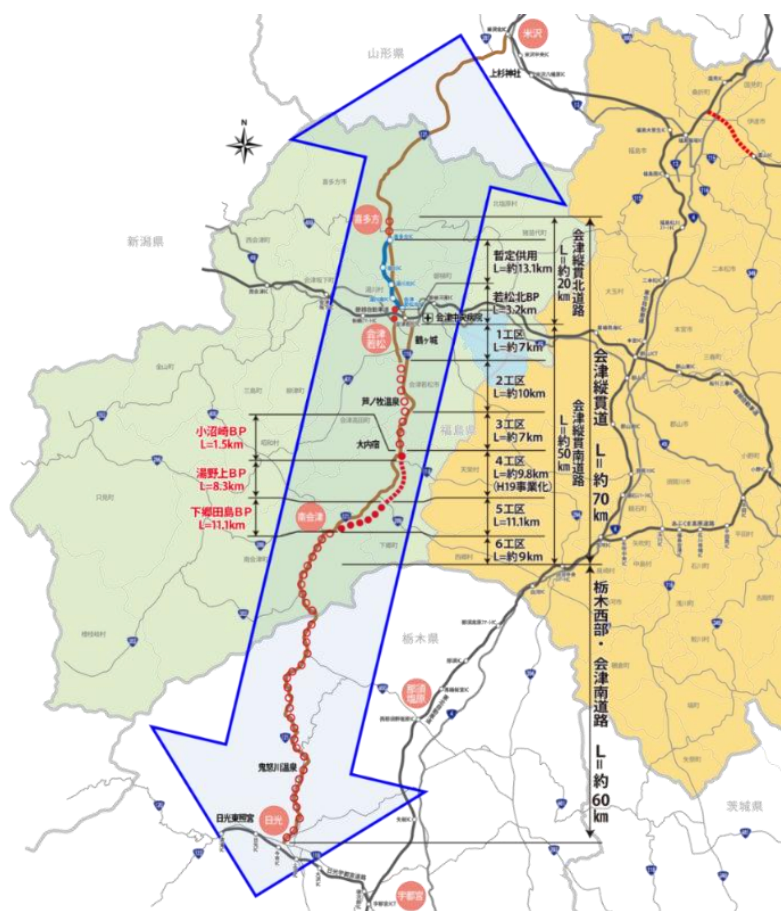
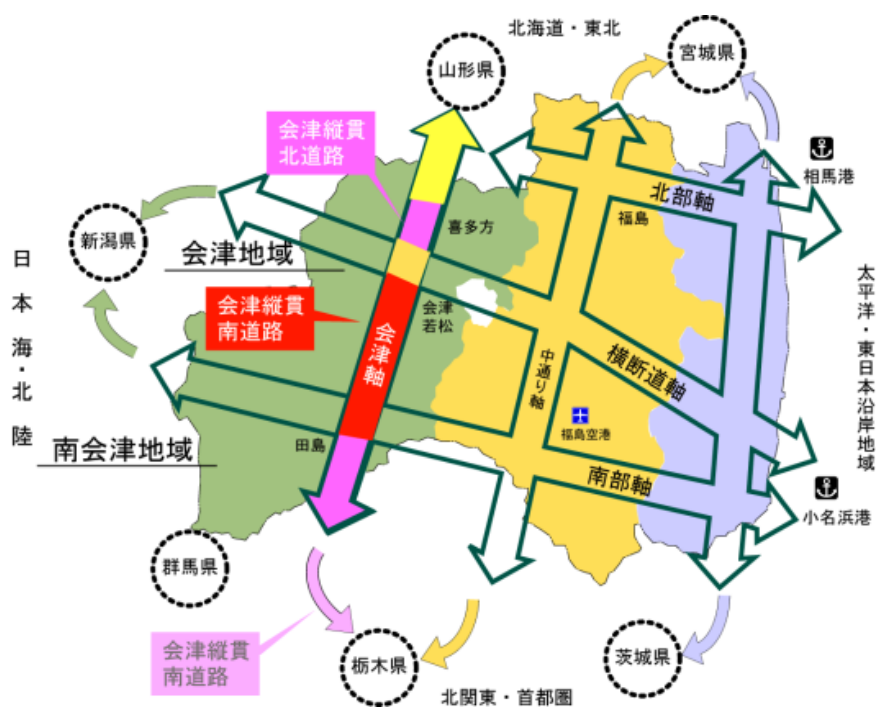
4 会津縦貫北道路の完全4車線化について

暫定2車線で供用中の会津縦貫北道路について、さらなる利便性及び安全性向上のため4車線化の整備を図ること。

5 米沢～喜多方間の高規格道路整備実現について

一般国道121号米沢～喜多方間について、緊急輸送道路としての安全性も懸念されることから、高規格道路への格上げと早期実現を図ること。

○高規格道路「会津縦貫道」及び「栃木西部・会津南道路」



最重点要望事項

地方財源の充実と確保について

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉や教育など日常生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図るためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠であります。

しかしながら、全国的には税収の大きな伸びが見込まれる中、大企業の集積が乏しく人口減少が進む会津地方においては、税収が伸び悩んでいる一方で、高齢化の進行や各種福祉サービス費の上昇の影響で、社会保障関係費は増加の一途をたどっており、今後ますます厳しい財政運営を強いられるものと想定されます。

また、当地方では、降雪時の除排雪業務や除雪体制の維持等に係る費用、さらには、公共施設の老朽化や増え続ける空き家への対策費用などについても、市町村共通の大きな課題となっております。

さらに、幅広い分野で人材不足の顕在化などを背景に物価高騰が長期化し、住民生活はもとより、予算編成をはじめ地方自治体の財政運営にも多大な影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続いているところです。

つきましては、市町村行政において、少子高齢化と人口減少が進む状況にあっても、安定的な財政運営が図られるとともに、国が目指す「成長型経済」への移行に向けた取組に注力できるよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 除雪にかかる財政支援の拡充について

積雪の多い会津地方では、降雪時に速やかに除雪や排雪を行うためには、常時除雪体制を構築する必要があるため、結果的に少雪となった年であっても、車両の点検・整備や計画的な更新、委託業者の待機料等に相当の費用を要することから、地域住民の安全・安心な生活を守るため除雪に係る財政支援を拡充すること。

また、豪雪被害が発生した際には、特別交付税の重点配分や道路除排雪経費の支援などの十分な財政措置を講じること。

道路の整備促進について

会津地方は多くの中山間地域を抱え、自動車交通へ大きく依存しています。

しかしながら、狭隘な道路が多く、さらに冬期は豪雪のため、たとえ幹線道路であっても車両の対向がままならないなど円滑な交通の確保が課題であります。

道路は社会、経済、生活を支える重要で基本となるインフラであり、道路の整備促進は、地域内の産業、経済の発展、さらには東日本大震災からの復興に大きく資するものであります。また、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、さらに令和元年東日本台風災害の教訓や令和6年能登半島地震では、半島部という厳しい地形条件の影響もあり、救援・復旧活動に想定以上の時間を要した状況も見受けられ、広域的な避難や緊急物資等の輸送の基盤となる災害に強い交通体系の形成が望まれております。

とりわけ広大な面積を有する当地方においては、主要道路の急勾配、急カーブが多く、救命救急センター（救急病院）へ1時間以内に到達することができない地域も数多く存在しており、医療、緊急輸送ネットワークの強靱化に向けた道路整備の促進は、地域住民の切なる願いであります。

道路等のインフラ整備は、震災からの復興途上にある福島県全体の均衡ある発展の観点からも大変重要なものであり、また、新型コロナウイルス感染症を契機とした生活様式の変化を踏まえた経済活動回復に向け、道路の整備促進を図る必要があります。

つきましては、同様の地震災害の他、様々な自然災害が全国で起こりうる可能性があることを認識し、現在の5か年加速化対策後も、切れ目のないスピード感を持った国土強靱化の取組を進める必要があることから、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう要望いたします。

記

1 道路整備財源の確保について

- (1) 地域経済の好循環をもたらす社会資本のストック効果を早期に実現させることに加え、県土の均衡ある発展や新型コロナウイルス感染症収束後における経済活動の回復等に向けた事業の推進を図るためにも地方の道路整備に係る財源が不足することのないよう、通常予算を大幅に確保すること。
- (2) 老朽化した地方道路等の機能の充実と安全確保のための施設整備、並びに市町村道の修繕、維持補修にかかる自治体支援等のための財源を確保すること。
- (3) 近年の激甚化・頻発化する災害に対応し、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」で示された施策を5年間で計画通り実施し、防災・減災、国土強靱化とインフラ老朽化対策、生産性向上等を

切れ目なく、計画的かつ強力に推進していくこと。

そのため、毎年度の予算においては「５年間でおおむね２０兆円強」程度を目途として、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成の過程で適切に反映させること。

また、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況等を踏まえて、機動的・弾力的に対応すること。

さらに、道路における整備・維持管理や、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和９年度においても制度構築や予算を確保すること。

２ 老朽化した橋梁やトンネルの整備について

- (1) 長寿命化修繕計画策定に対する財政措置を拡充するとともに、維持補修及び集約・撤去、架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。
- (2) 橋梁等の定期点検について、「道路メンテナンス事業補助制度」の補助率の増嵩と、国庫補助金等の特定財源を除いた地方負担額に対する起債を認めること。
- (3) 現在の法律では、一律に５年に一度の点検が義務付けられており、点検費用が財政的な負担になっていることから道路構造物の利用状況や前回点検の結果などにより、点検頻度を一律でなく、７年や１０年に一度とするなど、自治体の利用実態に沿った管理基準によって延長できるよう制度の見直しを図ること。

３ 冬期道路交通対策について

- (1) 除排雪及び道路維持に係る必要額を確保するとともに、適時適切な除排雪を行うこと。
- (2) 雪国における安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道除雪の充実、流雪溝や消雪施設の整備等を推進すること。
- (3) 「豪雪地帯対策特別措置法」の特例措置に基づき、特別豪雪地帯における市町村道の整備等を促進する財源を確保すること。
- (4) 地吹雪による交通障害を解消するため、防雪柵の整備等を図ること。
- (5) 降雪地帯である会津地方においては、除雪車による横断歩道や停止線及び中央線等の道路標示の剥離が多く見受けられることから、見えにくい白線やオレンジ線は速やかに補修すること。
- (6) 国道４９号及び磐越自動車道においては、予防的通行止めによる集中除雪等連携した除排雪を行うこと。

4 一般国道の整備促進について

次に挙げる一般国道要望箇所の整備促進を図ること。また、その際は環境や地域住民の意向を考慮し、道路のバリアフリー化、無電柱化などに配慮するとともに、適正な維持管理に努めること。

(1) 49号 【交通渋滞・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
猪苗代地区：猪苗代町磐根西久保～猪苗代町翁沢長浜	改築（バイパス）
猪苗代・会津若松地区：猪苗代町翁沢長浜～会津若松市湊町大字赤井笹山原	改築（バイパス）
会津若松地区：会津若松市河東町八田～会津若松市一箕町船ヶ森	改築（4車線拡幅）
会津若松・坂下地区：会津若松市神指町北四合～会津坂下町宮古	改築（拡幅）
会津若松地区：電線共同溝事業（一箕町地区）	電線類地中化
坂下地区：会津坂下町宮古～会津坂下町新富町	改築（拡幅）
柳津・西会津地区：柳津町藤～西会津町宝坂	改築（バイパス） 付加車線整備

(2) 118号 【狭隘・屈折・交通渋滞】

要 望 箇 所	工 種
下郷町（県道高岡田島線起点～二川橋）	改築（拡幅）
会津若松市古川町～門田町	改築（歩道拡幅）

(3) 121号 【狭隘・屈折・交通渋滞・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市河東町（十文字交差点）	改良
下郷町（大内宿入口交差点）	改良
南会津町（東荒井地内 T 字交差点）	改良（右折レーン新設）

(4) 252号 【狭隘・屈折・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
三島町早戸字滝原地内	改築（バイパス）
金山町～只見町（冠水区間）	改築（浸水対策）
柳津町～只見町只見地内	2次改築（防雪工事）
只見町宮沢地内～六十里越（新潟県境）	改築（防雪工事）
会津若松市七日町地内	電線類地中化、無散水消雪

(5) 289 号 【狭隘・屈折・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
南会津町針生地内	改良（登坂車線）
只見町小林～大倉地内	改築（バイパス、橋梁）
只見町長浜地内	改築（バイパス）
八十里越	改良（トンネル化・防雪）
南会津町東地内	防雪（無散水消雪）
南会津町静川地内	改良（歩道整備）

(6) 294 号 【安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市湊町（原地区）	改築（バイパス）
会津若松市湊町（四ツ谷地区）	改築（バイパス）
会津若松市湊町（小坂地内）	線形改良

(7) 352 号 【狭隘・屈折・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
南会津町（中山峠）	改良（拡幅・橋梁整備） 防雪（無散水消雪）
南会津町松戸原～福渡間	改良（拡幅・歩道）
南会津町～檜枝岐村～県境金泉橋間	改良（拡幅）・防雪
南会津町塩ノ原～耻風間	改良（拡幅・歩道）
南会津町内川～大原	改良（拡幅）
南会津町滝原地内	改良（歩道整備）

(8) 400 号 【狭隘・屈折】

要 望 箇 所	工 種
下郷町（田島バイパス3工区）	改築（バイパス）
昭和村大芦地内（舟鼻工区）	改良（拡幅）
金山町坂井地内	改良（勾配修正）
金山町川口地内	改良（拡幅）
金山町堂平地区	改良（拡幅）
杉峠（杉峠工区）※冬期間の通行止め解消	改良（トンネル化）
三島町（三島大橋～高清水橋）	改良（拡幅）
南会津町高野地内	改良（拡幅）

(9) 401 号 【通行不能・狭隘】

要 望 箇 所	工 種
檜枝岐村七入～群馬県側 (※現在、福島県と群馬県の間は、地続きでありながら自動車で通行できる道路が存在しない日本で唯一の県境である。)	調査 (道路区域の決定)
南会津町 大新田～古町間	改良 (自歩道拡幅)
南会津町 木伏地区	改良 (橋梁)
新島居峠 (冬期通行不能区間)	改良 (トンネル化)
会津美里町永井野地内	改築 (拡幅)
会津美里町権現宮地内	改良 (拡幅)
会津若松市北会津町(高田橋)～会津美里町(鶴沼橋)	改築 (拡幅)・交差点改良
昭和村大芦地内	改築 (バイパス)

(10) 459 号 【急峻・狭隘・交通渋滞・通行不能・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
西会津町徳沢～杉山間	改築 (拡幅)
西会津町小綱木～大舟沢間	改築 (線形改良)
喜多方市 (上町工区) 上町～新町間	改築 (電線地中化・消雪施設)
喜多方市藤沢～喜多方市一郷間	改築 (拡幅)
喜多方市宮古～堂山間	改築 (バイパス)
北塩原村京ヶ森～長峯間	改築 (歩道整備)
裏磐梯～猪苗代町三ツ屋間	改築 (拡幅)

※事業着手した路線については、整備の促進として継続要望している

「国土の強靱化」を推進するための要望

国道 49 号「藤峠」区間の安全対策について

国道49号は、福島県いわき市を起点とし会津地方を横断して新潟県新潟市に至る総延長249.4kmの南東北で唯一、太平洋と日本海を結ぶ国直轄管理の国道であり、地域の交流や連携と沿線地域の産業・経済を支える重要な路線であるとともに、地域住民の通勤・通学、通院や買い物などの日常生活を支える生活道路としても重要な役割を果たしています。

しかしながら、柳津町と西会津町との中間に位置する「藤峠」については、急勾配（西会津町側：6%、柳津町側：5%）区間が6kmにも渡って続く難所であり、冬期間には車両のスリップ事故や大型トラックのスタックに起因する渋滞や通行止めが毎年繰り返し発生しているところでもあります。また、この「藤峠」は急峻な山間を通過することから、夏場にあっても、連続雨量150mmを超えると通行止めとなり、経済活動を始め通勤・通学・通院等の住民生活にも深刻な影響を与えています。

つきましては、国道49号利用者や地域住民の安全・安心確保のため、下記の事項を要望いたします。

記

1 藤峠関連事業の整備促進について

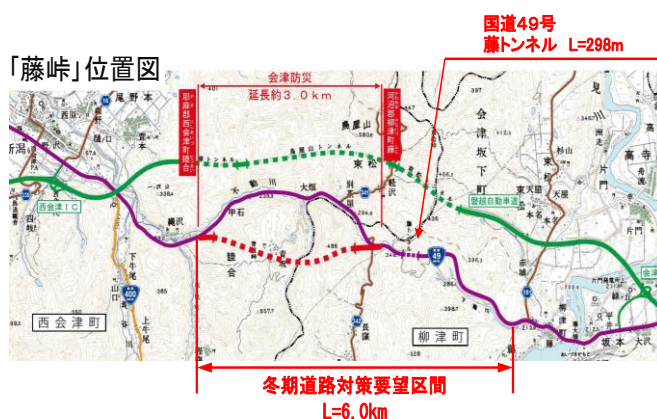
冬期間も安全・安心に車両が通行できるよう、国道49号藤峠に関連する「会津防災事業」及び「付加車線整備事業」の早期完成を目指し事業推進を図ること。

2 通行止め措置の解消について

防災事業を早期事業化し、現行の連続雨量150mmでの通行止めの解消を図ること。

3 道路整備の予算確保について

地域の実情を十分踏まえ、道路の整備・維持管理に必要な予算を十分確保すること。



車両約 300 台の立ち往生 [平成 22 年 12 月]

「国土の強靱化」を推進するための要望

社会資本総合整備事業の充実について

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）や補助事業は、国の予算内で交付されていることから、要望額が予算額をオーバーすると交付金等が一律減額されるため、事業費に財源不足が発生しています。

今後加速化するインフラの老朽化や防災・減災に配慮し、人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を進めるとともに、ストック効果を高める道路、下水道の整備や、拠点となる地区への都市機能の集約等により生産性の向上を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 社会資本総合整備事業の予算確保について

既に事業認可を得て、計画的に整備を行っている重要路線の道路改良事業や街路整備事業、公共下水道事業について、認可の計画に基づく事業の進捗が図られるよう、安定的かつ十分な予算の確保に努めること。

2 事業採択について

事業内容を十分に考慮のうえ、計画性など内容を基に検討すること。

3 重点的支援措置について

道路ネットワークの強化により地方創生に向け必要な社会資本整備への重点的支援に努めること。

4 国土強靱化の予算確保について

近年の激甚化・頻発化する災害に対応し、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」で示された施策を5年間で計画通り実施し、防災・減災、国土強靱化とインフラ老朽化対策、生産性向上等を切れ目なく、計画的かつ強力に推進していくこと。

また、道路における整備・維持管理や、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和9年度以降も制度構築や予算を確保すること。

復興庁 福島復興局

様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市	猪苗代町	三島町
喜多方市	北塩原村	金山町
下郷町	西会津町	昭和村
檜枝岐村	会津坂下町	会津美里町
只見町	湯川村	南会津町
磐梯町	柳津町	

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、磐越自動車道や会津縦貫道路など高速交通体系の整備、さらには日本で初めてコンピュータ理工学を専門とする会津大学の存在など、先人たちが築き上げてきた貴重な地域資源を有しております。

一方で、会津地方においては、人口減少と少子高齢化が加速度的に進行し、地域社会の活力低下や社会保障費の増大、担い手不足の深刻化など、地域の持続可能性に関わる課題が顕在化しております。

加えて、エネルギー価格や原材料価格の高騰、円安の進行等による物価上昇が長期化し、住民生活や地域産業、自治体財政に大きな影響を及ぼしている状況にあります。

さらに、原子力発電所事故による風評被害の影響が依然として続いているほか、近年多発する激甚災害への対応など、地域を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのような中、近年では、JR 磐越西線の全線再開通や国道 401 号「博士峠バイパス」、国道 118 号「小沼崎バイパス」の供用開始など、地域の安全・安心の確保や交流人口の拡大に資するインフラ整備が着実に進展しており、当協議会の活動の成果が結実しているところであります。

今後も、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承など、魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国・県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津 17 市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和 8 年 5 月 11 日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長	室 井 照 平
喜多方市長	遠 藤 忠 一
下郷町長	星 學
檜枝岐村長	平 野 信 之
只見町長	渡 部 勇 夫
磐梯町長	佐 藤 淳 一
猪苗代町長	二 瓶 盛 一
北塩原村長	遠 藤 和 夫
西会津町長	薄 友 喜
会津坂下町長	古 川 庄 平
湯川村長	佐 野 盛 至
柳津町長	小 林 功
三島町長	矢 澤 源 成
金山町長	押 部 源二郎
昭和村長	渡 辺 文 弘
会津美里町長	杉 山 純 一
南会津町長	渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市議会議長	伊 藤 弘 明
下郷町議会議長	湯 田 健 二
檜枝岐村議会議長	星 浩 彦
只見町議会議長	佐 藤 孝 義
磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長	長 澤 操
北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町議会議長	伊 藤 一 男
会津坂下町議会議長	赤 城 大 地
湯川村議会議長	高 倉 好 博
柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町議会議長	二 瓶 俊 浩
金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村議会議長	栗 城 徳 雄
会津美里町議会議長	大 竹 惣
南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について	1
野生きのこ等の出荷制限解除について	3

原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

東日本大震災、原子力発電所事故から15年が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、現在においても風評の影響は根強く、令和5年8月にはALPS処理水の海洋放出が開始され、県内の農業をはじめとする地場産業や観光客数、教育旅行者数など産業面における今後の風評の再燃や高まりが懸念されることから、その対策を継続して実施する必要があります。

また、原子力損害賠償紛争審査会において原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針が決定されていますが、自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点はもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 復興財源の確保と制度の充実について

第3期復興・創生期間においても、復興財源を十分に確保するとともに、各自治体にとって柔軟で使いやすい制度となるよう、復興事業全般の充実を図ること。

2 損害賠償措置の継続について

会津地方においては、依然として風評が払拭されていない現状にあることから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議を行い、柔軟に対応するとともに、被害が生じている間は賠償措置を廃止しないこと。

3 原子力損害賠償紛争審査会中間指針の見直しについて

地域の実情や関係団体からの意見聴取を踏まえ、原子力損害賠償紛争審査会に対して、適時適切な指針の見直しを求めるとともに、東京電力ホールディングス株式会社に対して、被害者視点に寄り添った対応を行わせること。

4 ALPS処理水の海洋放出に係る対策等の徹底について

国及び東京電力ホールディングス株式会社においては、海洋放出の必要性や安全性の理解へ向け、丁寧な説明を継続するとともに、モニタリング結果等の迅速な情報公

開や放出設備の保守管理を徹底し、安全確保に取り組むなど、引き続き万全な風評対策を講じること。

また、新たな風評被害が発生した場合に備え、迅速な賠償対応に取り組むことができる体制の強化を図ること。

5 風評被害対策と財政支援について

風評の払拭は、日本国内はもとより世界に対しても行う必要があり、市町村でできる範囲を超えていることから、国が責任を持って今後も対策を講じること。

また、各市町村は、福島再生加速化交付金をはじめとした財源を有効活用しながら、独自に風評被害対策に取り組んできた経過にあるが、農産物を始めとした地場産品や教育旅行においては、いまだに風評が払拭しきれていないため、風評被害対策を目的とした財政支援制度を継続すること。

6 農林畜産物の販売促進支援について

農林畜産物について、会津地方は一丸となり地元農産物をはじめ特産物や畜産物の販促に努めていることから、国においても被災県の販売イベント等の開催について支援するとともに、各関係機関へ積極的な働きかけを行うこと。

7 観光への支援について

観光業について、地域資源を活かし会津地方が一体となって観光の振興に努めているが、風評被害は未だ払拭されてはいないことから、国が主体的に地方への誘客とインバウンド観光客を含めた観光客数のさらなる増加に向けた支援を継続すること。

また、教育旅行者数の安定的な確保の観点からも、福島の実地研修の安全性の広報と誘客施策には国が積極的に支援し、福島が教育旅行の聖地となるような効果的な観光プロジェクト事業の展開を図ること。

野生きのこの出荷制限解除について

東京電力福島第一原子力発電所から遠く離れている会津地方においても、野生きのこの一部において出荷制限が継続しており、風評被害に止まらず事故に起因する直接的な被害は未だ解決されておられません。

特に、会津地方の中山間地域において「野生きのこ」は秋の旬を代表する食材であり、貴重な観光資源でもあります。令和5年に検査方法のガイドラインが見直され、マツタケ・ネマガリタケに加えてナメコ・ナラタケ・ムキタケの非破壊検査機器によるモニタリング検査の実用化が示されたところではありますが、他の主要な野生きのこは出荷制限が継続していることから、産業・なりわい再生の停滞につながっているところであります。

加えて、会津地域では、指標値50ベクレルを超える原木林も未だ見受けられ、きのこ原木の生産を停止している地域があります。

全国でも有数の出荷量を誇るきのこ原木生産地の再生と安全なきのこ原木林を次世代に引き継ぐため、原木林の再生は、地域振興にとっても必要不可欠な事業であります。

つきましては、産業・なりわいの再生に向けた取組として、下記の事項を要望いたします。

記

1 野生きのこの出荷制限解除及び解除条件の見直しについて

一部の野生きのこについては、非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認された場合は出荷が認められているが、他の主要な野生きのこ・山菜についても同様に安全性の確認を徹底しつつ簡易な検査を行って出荷できるよう検証するとともに、野生きのこの基準値に係る妥当性や合理性についても検証すること。

また、検査体制の構築にあたっては、野生きのこの出荷をなりわいとしている方の負担軽減に向け、当地方において県の検査機関として整備すること。

2 林産物のモニタリング検査のあり方について

地域の貴重な観光資源である野生きのこや山菜については、安全性の確認を徹底しながら、これまでの検査結果を踏まえ出荷に遅れが生じないように、採取者等の負担軽減に向けモニタリング検査のあり方について見直しを図ること。

3 広葉樹林再生事業の継続実施について

次世代のきのこ原木林再生のため、本事業を令和9年度以降も継続すること。

国土交通省 北陸地方整備局

様

「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市

猪苗代町

三島町

喜多方市

北塩原村

金山町

下郷町

西会津町

昭和村

檜枝岐村

会津坂下町

会津美里町

只見町

湯川村

南会津町

磐梯町

柳津町

表紙の「」は昭和 47 年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和 38 年に当時の全会津 28 市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、磐越自動車道や会津縦貫道路など高速交通体系の整備、さらには日本で初めてコンピュータ理工学を専門とする会津大学の存在など、先人たちが築き上げてきた貴重な地域資源を有しております。

一方で、会津地方においては、人口減少と少子高齢化が加速度的に進行し、地域社会の活力低下や社会保障費の増大、担い手不足の深刻化など、地域の持続可能性に関わる課題が顕在化しております。

加えて、エネルギー価格や原材料価格の高騰、円安の進行等による物価上昇が長期化し、住民生活や地域産業、自治体財政に大きな影響を及ぼしている状況にあります。

さらに、原子力発電所事故による風評被害の影響が依然として続いているほか、近年多発する激甚災害への対応など、地域を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのような中、近年では、JR 磐越西線の全線再開通や国道 401 号「博士峠バイパス」、国道 118 号「小沼崎バイパス」の供用開始など、地域の安全・安心の確保や交流人口の拡大に資するインフラ整備が着実に進展しており、当協議会の活動の成果が結実しているところであります。

今後も、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤の整備や、地域資源を活かした産業の創出、豊かで美しい自然や伝統文化の継承など、魅力ある地域社会を実現するためには、将来を見据えた新たな視点で自らを改革し、市町村同士や国・県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津 17 市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和 8 年 5 月 8 日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

(市町村議会議長)

会津若松市長 室 井 照 平

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

喜多方市長 遠 藤 忠 一

喜多方市議会議長 伊 藤 弘 明

下郷町長 星 學

下郷町議会議長 湯 田 健 二

檜枝岐村長 平 野 信 之

檜枝岐村議会議長 星 浩 彦

只見町長 渡 部 勇 夫

只見町議会議長 佐 藤 孝 義

磐梯町長 佐 藤 淳 一

磐梯町議会議長 鈴 木 久 一

猪苗代町長 二 瓶 盛 一

猪苗代町議会議長 長 澤 操

北塩原村長 遠 藤 和 夫

北塩原村議会議長 五十嵐 善 清

西会津町長 薄 友 喜

西会津町議会議長 伊 藤 一 男

会津坂下町長 古 川 庄 平

会津坂下町議会議長 赤 城 大 地

湯川村長 佐 野 盛 至

湯川村議会議長 高 倉 好 博

柳津町長 小 林 功

柳津町議会議長 齋 藤 正 志

三島町長 矢 澤 源 成

三島町議会議長 二 瓶 俊 浩

金山町長 押 部 源二郎

金山町議会議長 五ノ井 義 一

昭和村長 渡 辺 文 弘

昭和村議会議長 栗 城 徳 雄

会津美里町長 杉 山 純 一

会津美里町議会議長 大 竹 惣

南会津町長 渡 部 正 義

南会津町議会議長 山 内 政

目 次

【最重点要望事項】

磐越自動車道の完全 4 車線化の早期実現等について	1
-------------------------------------	---

【重点要望事項】

「国土の強靱化」を推進するための要望

八十里越（国道 289 号）の整備推進について	3
水害に強いまちづくりについて	5

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

鳥獣被害対策に係る支援について	7
---------------------------	---

最重点要望事項

磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について

磐越自動車道（延長 212.7 km）は、福島県と新潟県を結ぶ高速交通の大動脈であり、福島県内で常磐自動車道と東北自動車道に接続し、新潟県内で北陸自動車道と日本海東北自動車道と接続することで、広域ネットワークを形成し、東北地方の経済・産業・文化等の発展に大変重要な役割を果たしています。

磐越自動車道は、これまでも新潟中越地震や東日本大震災などの大規模災害発生時には、各方面との重要な物流経路としての役割を担ったところでもあります。

また、令和6年1月の能登半島地震では被災地への幹線道路が寸断され、緊急車両の到着や物資輸送が滞るなど救助や復旧活動に影響が生じたところであり、高速交通や幹線道路の重要性が改めて認識されたところです。

しかしながら、現在、会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間では、中央分離帯の無い暫定2車線の対面通行区間が多く、死亡事故が発生するなど安全性や走行性、さらには、いつ起こるかわからない災害に備え、緊急輸送路の確保や路線の強化が喫緊の課題であります。

このような中、令和元年9月に4車線化の優先整備区間として選定された会津若松 I C～安田 I C間のうち、令和2年3月に会津坂下 I C～西会津 I C（7.1km）間及び西会津 I C～津川 I C（8.8km）間、令和3年3月に会津坂下 I C～西会津 I C（1.7km）間及び三川 I C～安田 I C（3.2km）間、令和6年3月に西会津 I C～津川 I C（8.7km）間の4車線化について、国土交通大臣からNEXCOへ事業許可が行われ整備の加速化が図られたところでもあります。

この区間が4車線化されることにより、安全性の向上や通行止めの抑制、規制速度の見直し（毎時70kmから毎時80km）による走行時間の短縮など大きな効果が期待されます。

つきましては、会津地方が日本海側と4車線の高速道路という大動脈で結ばれることは、当地方の発展に不可欠であり、また、国土強靱化法の理念に合致する災害時の補完道路としての機能も強化されることから、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 磐越自動車道の完全4車線化と工事着工について

社会資本整備審議会において暫定2車線の課題として示された時間信頼性の確保、事故防止の観点及びネットワークの代替性確保の観点並びに大規模災害時の早期復旧の観点から、暫定2車線区間である会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間を、早期に完全4車線化すること。

特に、4車線化優先整備区間に選定された会津若松 I Cから安田 I C間のうち、事業化区間となった「会津坂下 I Cから安田 I C間」の早期着工と完成を図ること。

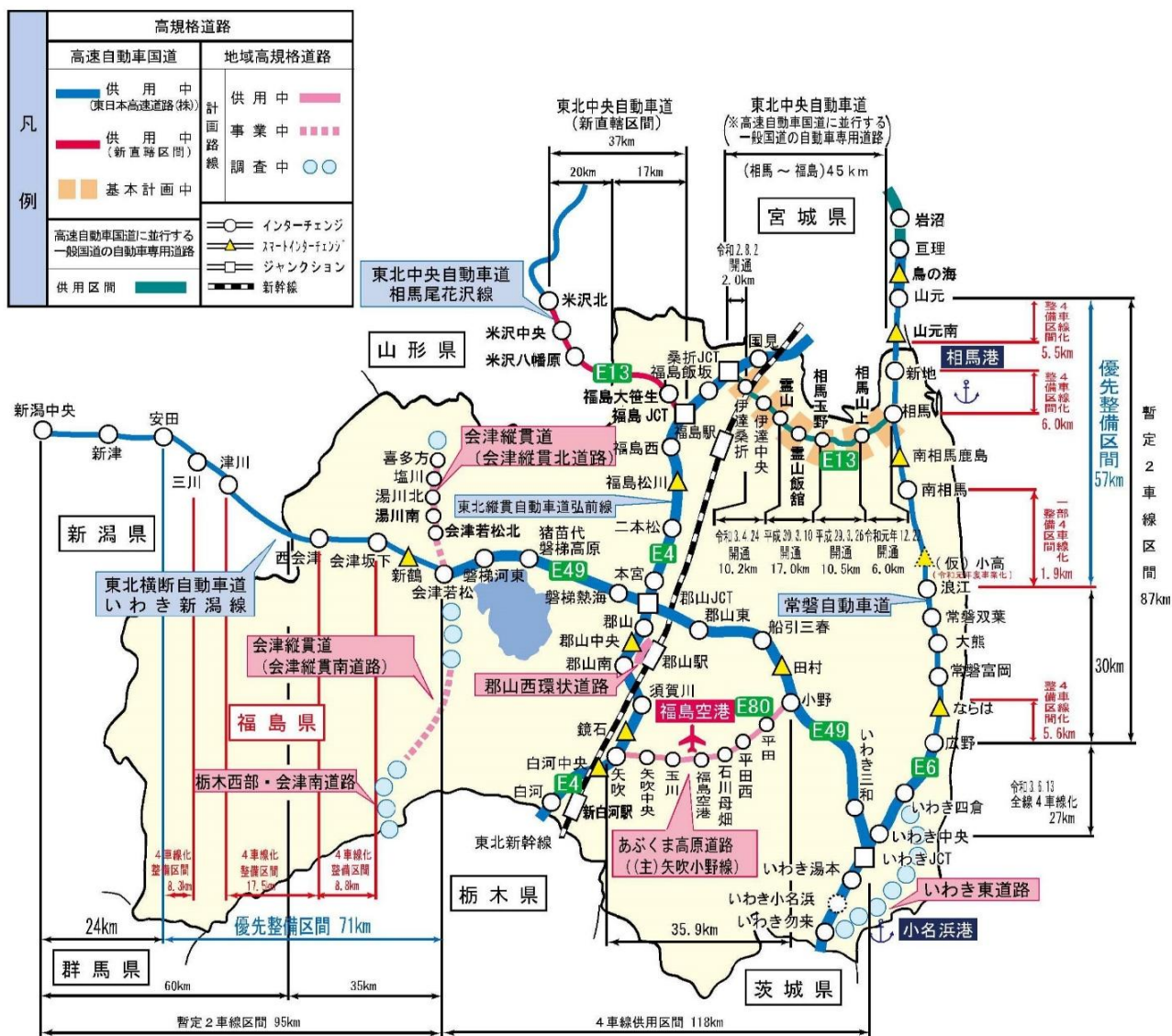
また、安田 I Cから新潟中央 J C T間についても、優先整備区間へ格上げし、早期に4車線化の整備を図ること。

2 付加車線の先行設置対応について

完全4車線化されるまでは、暫定2車線区間は渋滞が生じやすいことから、渋滞緩和のための付加車線を先行して設置を図ること。

3 会津地方への観光支援について

東日本高速道路株式会社で展開している「ＥＴＣ周遊割引プラン」において、首都圏から会津地方への利用を促す割引プランを継続し、会津地方への誘客と観光振興の支援に努めること。



○磐越自動車道 4 車線化必要区間

(上記提供元) 福島県

「国土の強靱化」を推進するための要望

八十里越（国道 289 号）の整備推進について

国道289号は、新潟県新潟市を起点とし、福島県只見町・南会津町・下郷町の南会津地方、さらに県南地方を貫き、いわき市へ達する横断道路であり、産業・経済上の重要な幹線道路であります。

平成20年9月21日には、同国道の甲子峠区間が供用開始となったことにより、南会津地方と県南地方が新たに結ばれ、経済・流通・観光等、非常に大きな効果をもたらしており、今後も幅広い交流ネットワークづくりが期待されております。

「八十里越」とは、新潟県三条市から福島県南会津郡只見町にかけての延長約20.8kmの峠越えの区間であり、現在、県境部が通行不能となっております。この通行不能区間を含む約11.8kmを国が直轄事業として整備しています。

そのような中、令和8年3月27日に国土交通省・新潟県・福島県から、令和9年夏に、冬期間は通行止めになるものの、一部現道を活用した暫定開通となる見込みであることが発表されました。

現在、南会津郡只見町の住民にとって、最寄りの救命救急センターは会津中央病院（会津若松市）であり、搬送にはおよそ94分を要することから救急医療が問題となっておりますが、「八十里越」が全線通年開通（通行不能区間解消）すれば、同町と高度医療機関がある新潟県三条市が79分となり、救命率の大幅な向上につながります。

また、地域の雄大な自然や独自の歴史・文化は重要な観光資源であり、「八十里越」の開通により福島・新潟・関東圏を結ぶ周遊型・滞在型観光の推進が期待できることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 八十里越の整備推進について

八十里越の通行不能区間、未改良区間を早期に解消し、令和9年夏に予定されている一部現道を活用した暫定開通を確実に実施し、国道289号の全線通年開通を早期に図ること。

2 国土強靱化の予算確保について

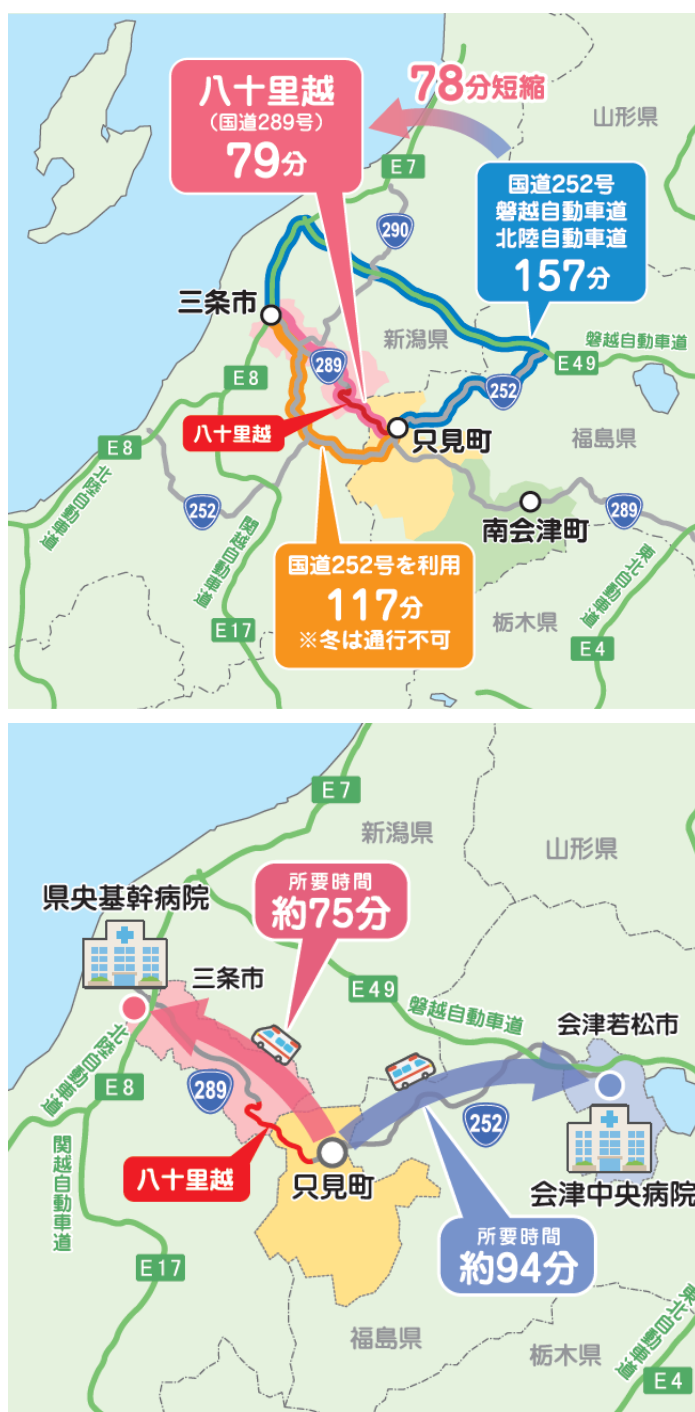
頻発する災害や物価高騰なども踏まえ「第1次国土強靱化実施中期計画」で示された事業を5年間で計画通り実施し、防災・減災、国土強靱化とインフラ老朽化対策、生産性向上等を切れ目なく、計画的かつ強力に推進していくこと。

そのため、毎年度の予算においては「5年間でおおむね20兆円強」程度を目途として、近年の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成の過程で適切に反映させること。

また、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況等を踏まえて、機動的・弾力的に対応すること。

3 道路関係予算の確保について

災害の激甚化・広域化が進むなか、新潟・福島両地域を結ぶ八十里越の整備を停滞させないためにも、道路ネットワーク整備に必要な道路関係予算の総額を確保するとともに、持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、道路インフラメンテナンス費用を別枠として新たな財源の創出を図り、予算を将来的かつ安定的に確保すること。



(国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所 HP より転載)

水害に強いまちづくりについて

会津地方では多くの河川が流れており、観光やかんがい用水として利用されるなど当地方の貴重な資源である一方、近年の地球温暖化の影響と考えられる局地的集中豪雨が多発する中、平成23年7月の新潟・福島豪雨や平成27年9月の関東・東北豪雨及び令和元年東日本台風では、甚大な被害を受け、河川における災害対策など水害に強いまちづくりが求められています。

会津地方を流れる阿賀川は、下流部は狭窄部の影響により、大雨における水位上昇が著しく、古くから内水氾濫及び漏水等の被害が発生し、現在も沿川の道路を度々冠水させ、通行止めや一部地域の集落において地域住民が自主避難をする状況となっています。

また、新潟県境に近い会津西北部（西会津町滝坂地区）は、国内最大級の地すべりが懸念される地区であり、大規模な地すべり災害が発生した場合、その被害は、福島県域に収まらず下流域の新潟県まで甚大な被害が予想されます。

さらに、豪雨による氾濫は地域住民の生活を脅かすことから、当地方を流れる阿賀川や、外の河川において防災対策が図られるとともに、水害を最小に抑えるための排水機能の強化が必要であります。

つきましては、住民の安全・安心な生活を確保するため、当地方を流れる河川の整備など水害に強いまちづくりに関する下記の事項を要望いたします。

記

1 阿賀川河川整備計画の整備推進について

- (1) 平成21年度から改修が行われている阿賀川下流部の会津坂下町（長井地区）の狭窄部開削拡幅工事の早期完成を図ること。
- (2) 阿賀川上流部の会津若松市（三本松地区）の流下能力が不足する箇所について、流下能力向上を目的とした河道掘削工事の早期完成を図ること。

2 阿賀川下流圏域河川整備計画の整備推進について

阿賀川の河岸について、改修不要区間における洪水浸水対策のため、改修不要区間の見直しと河川整備の推進を図ること。

3 西会津町滝坂地区直轄地すべり対策事業の推進について

滝坂地区直轄地すべり対策事業について、更なる予算の確保と整備推進を図ること。

4 国土強靱化の予算確保について

気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、「第1次国土強靱化実施中期計画」で示された事業を5年間で計画通り実施し、防災・減災、国土強靱化とインフラ老朽化対策、生産性向上等を切れ目なく、計画的かつ強力に推進していくこと。

そのため、毎年度の予算においては「5年間でおおむね20兆円強」程度を目途として、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成の過程で適切に反映させること。

また、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況等を踏まえて、機動的・弾力的に対応すること。

5 令和4年8月の大雨等による災害復旧事業の促進について

令和4年8月豪雨災害からの復旧が進む中、未了区間の早期完成と、再度災害防止に向けた恒久的な治水・浸水対策の強化が引き続き求められている。

一の戸川、宮古川、姥堂川、濁川などの被災した一級河川において、河川改修や河道掘削等の恒久対策を着実に推進するとともに、集中豪雨時の内水排除のための浸水対策を講じること。

6 国における災害対応体制等の充実・強化について

大規模災害等への事前の備えや初動体制の強化に向けて、被災した自治体への職員派遣や技術的助言及び財政支援などを強化するため、地方整備局等の体制強化や災害対応に必要となる資機材の更なる確保に取り組むこと。

7 流域治水プロジェクトの推進について

あらゆる関係者が協働し流域全体で取り組む「流域治水プロジェクト」のもと、構成市町村においても水害の被害軽減に向けた取り組みを推進するため、内・外水対策一体で計画的かつ確実に推進すること。また、気候変動に伴う水害リスクの増大を踏まえ、新たに必要となる対策について具体的な内容を検討すること。

鳥獣被害対策に係る支援について

会津地方の中山間地域では過疎化や高齢化などの様々な要因が重なり、野生鳥獣の生息域が年々拡大傾向にあり、人間の生活域への出没が多くなっています。また、ツキノワグマやイノシシが住宅街へ頻繁に出没するなど大変深刻な状況にあり、ツキノワグマによる人的被害も発生しており、住民は日常生活や農作業を安心して行うことができずに不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活の確保と農林業被害の軽減、更には中山間地域の振興を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

ツキノワグマやイノシシなどの人身被害の危険性の高い大型野生鳥獣が、河川を移動経路として市街地等の人口密集地に出没した事例があることから、河川に繁茂する樹木や背丈が高い雑草の適切な刈払い等の環境整備を、計画的かつ継続的に実施すること。